

# 第2次関市一般廃棄物処理基本計画

( 素案 )

令和3年○月

関市

## 第2次関市一般廃棄物処理基本計画 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景 .....	1
2. 本市を取り巻く状況の変化 .....	2
(1) 国 .....	2
(2) 岐阜県 .....	2
(3) 組合 .....	2
3. 計画の範囲 .....	2
4. 計画の位置づけ .....	3
(1) 法的位置づけ .....	3
(2) 関係法令との関係 .....	4
(3) 本市の他計画との関係 .....	5
5. 計画期間 .....	6
6. 進捗管理 .....	6

### 第2章 ごみ処理の歴史と現状

1. ごみ処理行政の歩み .....	7
2. ごみ処理の現状 .....	9
(1) ごみの区分 .....	9
(2) ごみ処理フロー .....	10
(3) 生活系ごみの分別区分 .....	11
(4) 事業系ごみ .....	11
(5) 処理しないごみ .....	12
(6) 収集・運搬 .....	12
(7) 中間処理 .....	13
(8) 最終処分 .....	14
3. ごみ・資源量の推移 .....	14
(1) ごみ排出区分の定義 .....	17
(2) ごみ総排出量・原単位 .....	18
(3) 生活系ごみ排出量 .....	18
(4) 事業系ごみ排出量 .....	19
(5) 資源化量・資源化率 .....	19
4. 前計画の総括 .....	19
(1) 目標達成状況 .....	20
(2) 施策の実施状況 .....	23
5. アンケート調査結果 .....	26
(1) 調査の概要 .....	26
(2) 調査結果（抜粋） .....	26
(3) 全国調査との比較 .....	29
(4) 住民満足度 .....	30

6. ごみ処理の評価と課題 .....	31
(1) 一般廃棄物処理システム評価 .....	31
(2) 地域特性に関する課題 .....	32
(3) 3Rの課題 .....	34
(4) 適正処理の課題 .....	36
(5) その他の課題 .....	37

### 第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念 .....	38
2. 基本方針 .....	38
3. 市民・事業者・市の役割 .....	39
(1) 市民の役割と行動 .....	39
(2) 事業者の役割と行動 .....	39
(3) 本市の役割と行動 .....	39
4. 目標値と将来ごみ量 .....	39
(1) 数値目標 .....	39
(2) 人口推計 .....	40
(3) ごみ発生量の予測 .....	41
5. 重点プロジェクト .....	45
6. 具体的な施策 .....	50
(1) 廃棄物の発生抑制 .....	50
(2) 廃棄物の再使用・再生利用 .....	52
(3) 廃棄物の適正な処理 .....	53
(4) 効率的なごみ処理体制の構築 .....	54
7. スケジュール .....	55

### 第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題 .....	
2. 生活排水処理の基本方針 .....	
3. 基本施策 .....	



生活排水処理基本計画は審議対象外になります。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

我が国は、今、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面しています。

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続しており、人口の地域的な偏在が加速化し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。

こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の様々な行政分野と同様に、地域の環境保全の取り組みにも深刻な影響を与えています。

こうした我が国の様々な課題を更に深刻にしかねないのが、地球規模の環境の危機です。

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットを提示していますが、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

関市（以下、「本市」といいます。）においても、関市郊外から市街地への人口流出だけでなく、関市から岐阜や名古屋などの都市圏への流出が進む中で、本市の人口は減少を続け、少子高齢化がさらに進むことが予測されており、生産年齢人口の減少による経済活力の低下やそれに伴う税収の減少、高齢化の進展によるコミュニティ活動の衰退や社会保障費の増大など、地域活力の低下や財政状況の悪化が懸念されています。

循環型社会という観点からは、1人あたりのごみ発生量が減少していることに加えて、人口減少により廃棄物の発生量は今後減少していくことが見込まれるなか、廃棄物処理や資源循環の担い手不足、循環資源のリサイクル先の不足などの課題が生じると懸念されています。さらに、地域住民の共同体としての機能低下や高齢化により、ごみステーションの運営や集団回収の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加など、生活ごみをめぐる様々な問題が増えていることが懸念されています。

本市では、平成18年3月に関市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」といいます。）を策定し、「ごみの排出を抑制し、環境に配慮した循環型のまち（ごみ処理基本計画）及び「豊かな水環境に恵まれた うるおいある快適なまち」（生活排水処理基本計画）を基本理念として、一般廃棄物の処理を進めてきましたが、令和2年度に前計画の期限を迎えることから、一層の廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めるため、「第2次関市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）に改定します。



## 2. 本市を取り巻く状況の変化

### (1) 国

平成 30 年 3 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上を目指し、新たな文明社会を目指し大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していくために、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造。「世界の範となる日本」の確立。持続可能な循環共生型の社会「環境・生命文明社会」の実現を掲げています。

また、分野横断的な 6 つの重点戦略として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」や「健康で心豊かな暮らしの実現」を、循環型社会に関する施策として掲げています。

平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講すべき施策と指標・目標を示しています。

### (2) 岐阜県

岐阜県は、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、平成 24 年 3 月に第 2 次岐阜県廃棄物処理計画を策定しました。

この計画では、循環型社会の形成、生活環境の保全、不適正処理対策の推進を 3 つの基本的な考え方として、具体的な施策と各主体の役割を定めています。

### (3) 組合

本市の廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている中濃地域広域行政事務組合「クリーンプラザ中濃」（以下、「中濃広域」といいます。）では、平成 15 年 3 月に竣工したガス化溶融施設を延命化するため、平成 25 年度～平成 27 年度に基幹的設備改良工事を実施しています。

組合は、延命化計画の中で各施設の延命化目標年数を定めており、施設により目標年は異なるものの、令和 19 年～令和 25 年までの稼働を想定しています。

ガス化溶融施設は、1 日 56 トンのごみが処理できる炉が 3 炉ありますが、施設建設時より大きく人口が減少したため、現在は主に 2 炉運転で処理を行っています。

## 3. 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市全域とします。

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-1 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

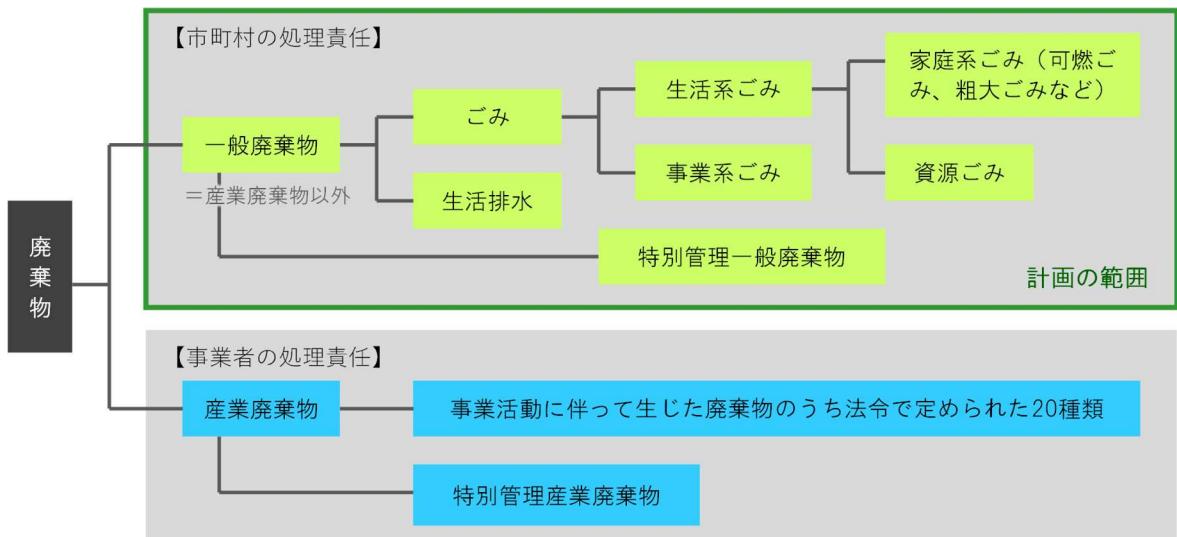


図 1-1 廃棄物の種類と計画の範囲

#### 4. 計画の位置づけ

##### (1) 法的位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める基本計画と、基本計画を実施するために必要な各年度の事業について定める実施計画から構成されています。

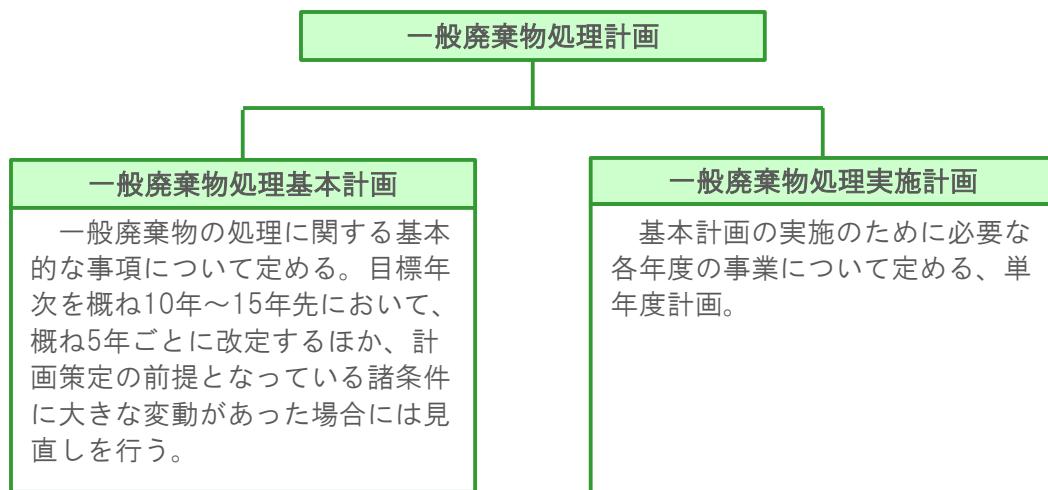


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

## (2) 関係法令との関係

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが「循環型社会形成推進基本法」です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する「基本的枠組法」としての位置付けを与えられています。

また、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの義務を規定し、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が、その生産した製品等が使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

基本的枠組法である循環型社会形成推進基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」等の各種リサイクル法などです。

基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法と、個別法（「廃棄物処理法」、各種リサイクル法）という法体系の下で、循環型社会の形成への取り組みが総合的に行われています。

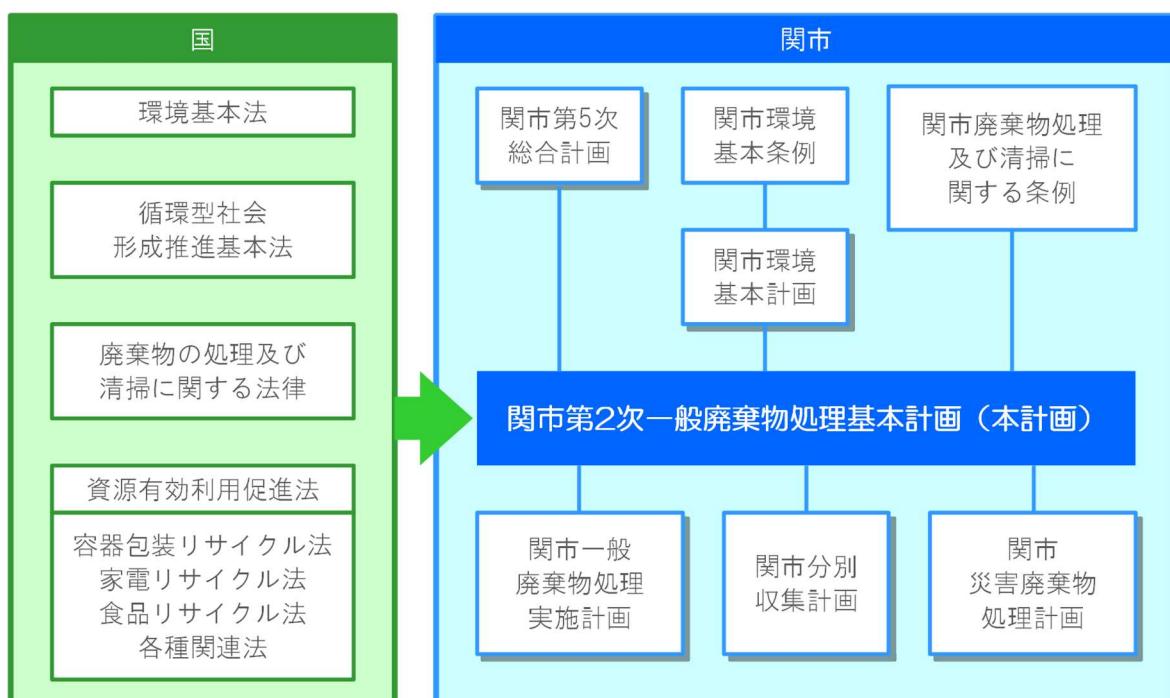


図 1-3 計画の位置づけ

### (3) 本市の他計画との関係

#### ① 関市第5次総合計画

人口減少時代の総合計画として、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10年間の「まちづくりの道しるべ」となる第5次総合計画では、人口減少がもたらす課題を解決する計画へと大きく舵を切りました。

この本格的な人口減少社会において、将来にわたり医療、福祉、商業などの生活機能が確保されるように、機能分担と効率化によるコンパクトなまちづくりを進める都市の整備方針が示されています。

この計画では、本市の未来を切り拓いていくための将来都市像として、「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、未来を切り拓く「協働」のまち～#Smart SEKIism～を定めています。

また、まちづくりの視点として、住み慣れた地域でいつまでも「暮らし」続けるためには、安全で快適な生活環境が必要であり、環境と調和した安全な市民生活を確保し、生活基盤の整った利便性の高い居住環境を整備することとしています。

廃棄物については、政策5「安心な「暮らし」を守る」の中で、環境への負荷を軽減し、資源を無駄なく使うために、廃棄物の減量化や再資源化を推進することで、「環境に対する市民意識が高く、ごみの分別とリサイクルが徹底されているため、きれいなまちが保つ」ことをめざす姿としています。

生活排水処理については、政策6「快適な「暮らし」を造る」の中で、「清流長良川の鮎」を育む河川の水質を守るために、適切な汚水処理を行うことで、「下水道管路・処理施設が市民ニーズに合わせて整備され、衛生的なまちが保つ」ことをめざす姿としています。

#### ② 関市環境基本計画（第三次見直し）

平成31年3月に見直しを行った「関市環境基本計画」では、「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」を環境の将来像として掲げています。

この、環境の将来像を実現するために基本目標が定められており、廃棄物に関する目標として、「資源を無駄なく使う持続可能なまち」が示されており、「生ごみ排出量の削減及び有効利用」や「ごみ収集制度の見直し」、「ごみを出さない生活習慣の推進」、「ごみを出さない事業活動の推進」、「不法投棄・不適正な処理の防止」、「適正処理の推進」、「分別・回収の徹底」、「再生資源の活用」が施策として展開されています。

また、生活排水に関する目標として、「いつまでも安心して暮らせる快適なまち」が示されており、「生活排水対策の継続」や、「下水道事業等の排水処理施設整備事業の推進」が施策として展開されています。

## 5. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を計画初年度とし、令和17年度を目標年度とする15年間を計画期間とします。

なお、計画は5年ごとに見直すものとしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

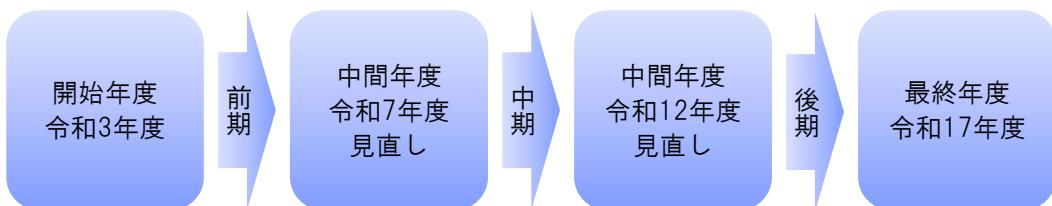


図 1-4 計画の期間

## 6. 進捗管理

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。

市民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、PDCAサイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図ります。

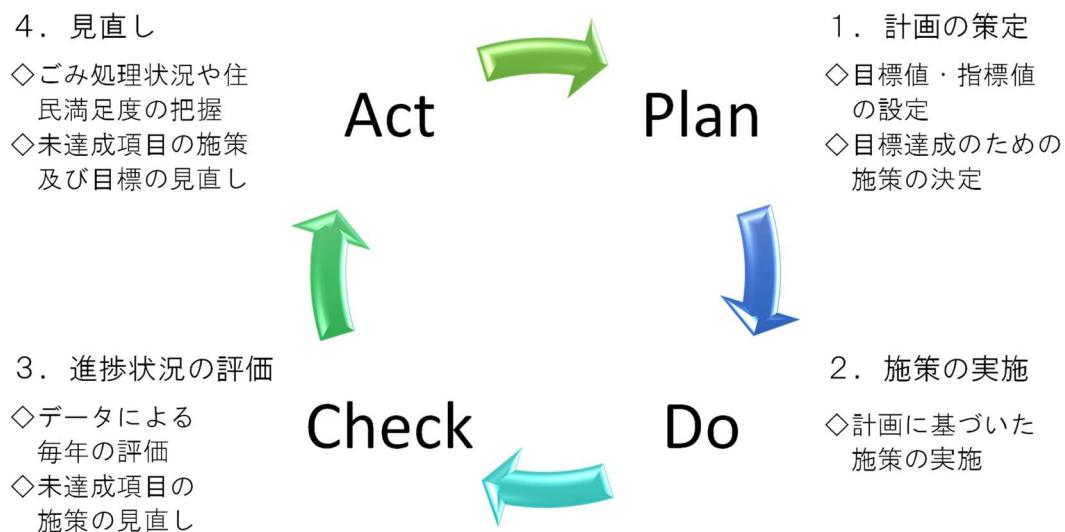


図 1-5 PDCA のイメージ

## 第2章 ごみ処理の歴史と現状

### 1. ごみ処理行政の歩み

本市におけるごみ処理行政の歩みは、表2-1に示すとおりです。

表2-1-1 関市の廃棄物行政の歩み

年月	内容
昭和24年	・ごみ処理場建設。荷車によるごみ収集開始
35年	・オート三輪2台による市街地ごみ収集開始
41年	・ごみ収集にステーション方式を導入
45年4月	・肥田瀬埋立処分場（安定型処分場）開設
46年4月	・中濃広域行政事務組合設立
48年10月	・不燃物処理施設運転開始（組合）
52年4月	・可燃物焼却施設運転開始（組合）
58年4月	・最終処分場埋立開始（組合）
61年4月	・関市リサイクル推進協議会発足 ・カン・ピンの分別収集開始
平成元年4月	・粗大ごみ処理施設運転開始（組合）
3年8月	・関市ごみ問題対策委員会設置
4年2月 9月	・関市ごみ問題市民会議設置 ・ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱施行 ・関市資源集団回収事業奨励金交付要綱施行
5年11月	・生ゴミ発酵促進剤の購入補助開始
7年10月	・食品トレイ、発泡スチロール、牛乳パックの分別収集開始 ・関市生活廃水対策資材普及事業奨励金交付要綱施行 ・食用廃油回収開始（廃油石けんの製造）
8年10月	・指定ごみ袋制度と一定量以上有料化方式の導入
9年4月	・ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、古着の分別収集開始
10年1月 4月	・肥田瀬埋立処分場への焼却灰等の受入中止 ・肥田瀬埋立処分場から焼却灰等搬出 ・関市ポイ捨て等防止条例施行 ・焼却灰の収集開始 ・清潔なまちづくり推進指導員設置
11年4月	・プラスチックごみ分別収集開始
12年9月 12月	・肥田瀬埋立処分場への搬入制限開始（一般家庭から排出される土砂、陶磁器くずの直接搬入に限る） ・容器包装リサイクル法に係るその他プラスチック容器包装の分別収集開始

表 2-1-2 関市の廃棄物行政の歩み

年月	内容
平成 13 年 4 月	・家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）リサイクル法施行開始
14 年 3 月 12 月	・廃食油の回収廃止 ・新ごみ焼却（ガス化溶融）施設稼働開始（組合）
15 年 3 月 10 月	・クリーンプラザ中濃に名称変更（組合） ・新ごみ焼却（ガス化溶融）施設及びリサイクルプラザ完成（組合） ・家庭系パソコンリサイクル開始
16 年 4 月	・指定ごみ袋制度一部改正（年間基準枚数見直し及びプラスチック製容器包装ごみ袋の有料化：1 枚 5 円） ・関市ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱廃止
17 年 2 月	・関市及び武儀郡 5 町村合併
18 年 3 月	・関市一般廃棄物処理基本計画策定
19 年 2 月	・廃食用油から BDF を精製、清掃事務所塵芥収集車 1 台に供給開始
20 年 9 月	・レジ袋有料化開始
22 年 6 月	・関市バイオマстаун推進協議会設立
24 年 11 月	・肥田瀬埋立場、埋立終了
26 年 4 月 7 月	・プラスチック容器包装類の分別収集廃止 ・使用済小型家電のボックス回収開始 ・関市型ダンボールコンポスト「グリーンダンボくん」販売開始
27 年 4 月	・関市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱施行
28 年 4 月	・関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（家庭ごみの有料化実施） ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加
30 年 3 月 7 月	・関市災害廃棄物処理計画策定 ・平成 30 年 7 月豪雨災害発生（災害廃棄物の処理）
令和元年 5 月	・ごみ分別アプリ「さんあ～る」導入
2 年 1 月 4 月 10 月	・蛍光管、乾電池の拠点回収開始 ・紙類・古着の分別収集廃止 ・インクカートリッジの拠点回収開始

## 2. ごみ処理の現状

### (1) ごみの区分

本市及び中濃広域が処理を行うごみは、その排出源によって「生活系ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。さらに、生活系ごみのうち処理・処分を必要とする「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「がれき類」「乾電池・蛍光灯」を「家庭系ごみ」といいます。

本市が排出量を把握することはできませんが、民間が資源化を行うごみとして、民間事業者による古紙回収、スーパーや家電量販店などの店頭で回収されている食品トレイやインクカートリッジ、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

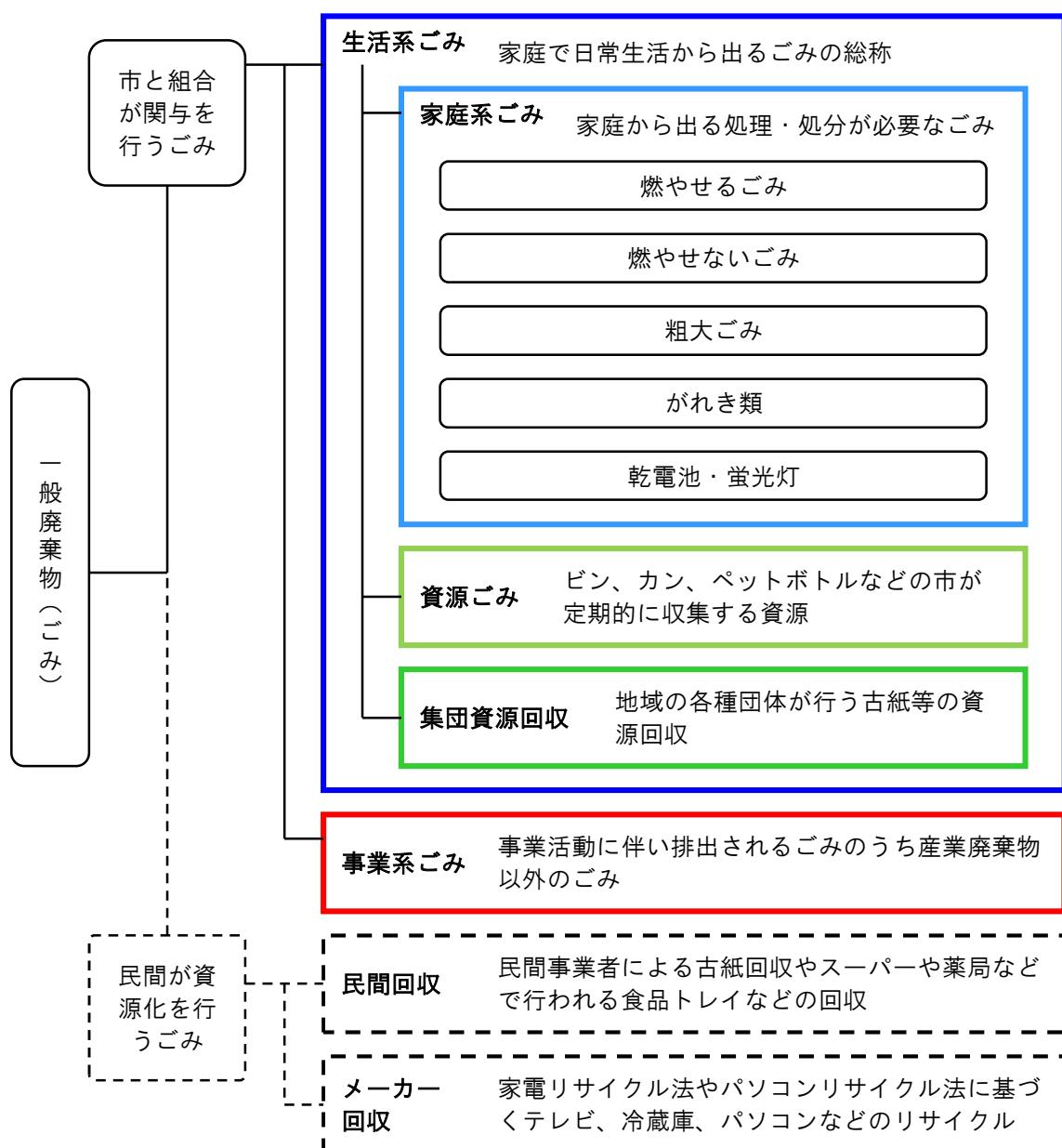


図 2-1 ごみの区分

## (2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フロー（ごみや資源の流れ）を図2-2に示します。

燃やせるごみは、クリーンプラザ中濃のガス化溶融施設で処理され、スラグや金属類は資源化を、不適物は最終処分場で埋立処分しています。

燃やせないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別等を行った後、可燃性残渣についてはごみ処理施設で焼却し、再利用できるものは資源化をしています。

資源ごみは、リサイクルプラザで選別・圧縮し、資源化業者に引き渡されて資源化されています。

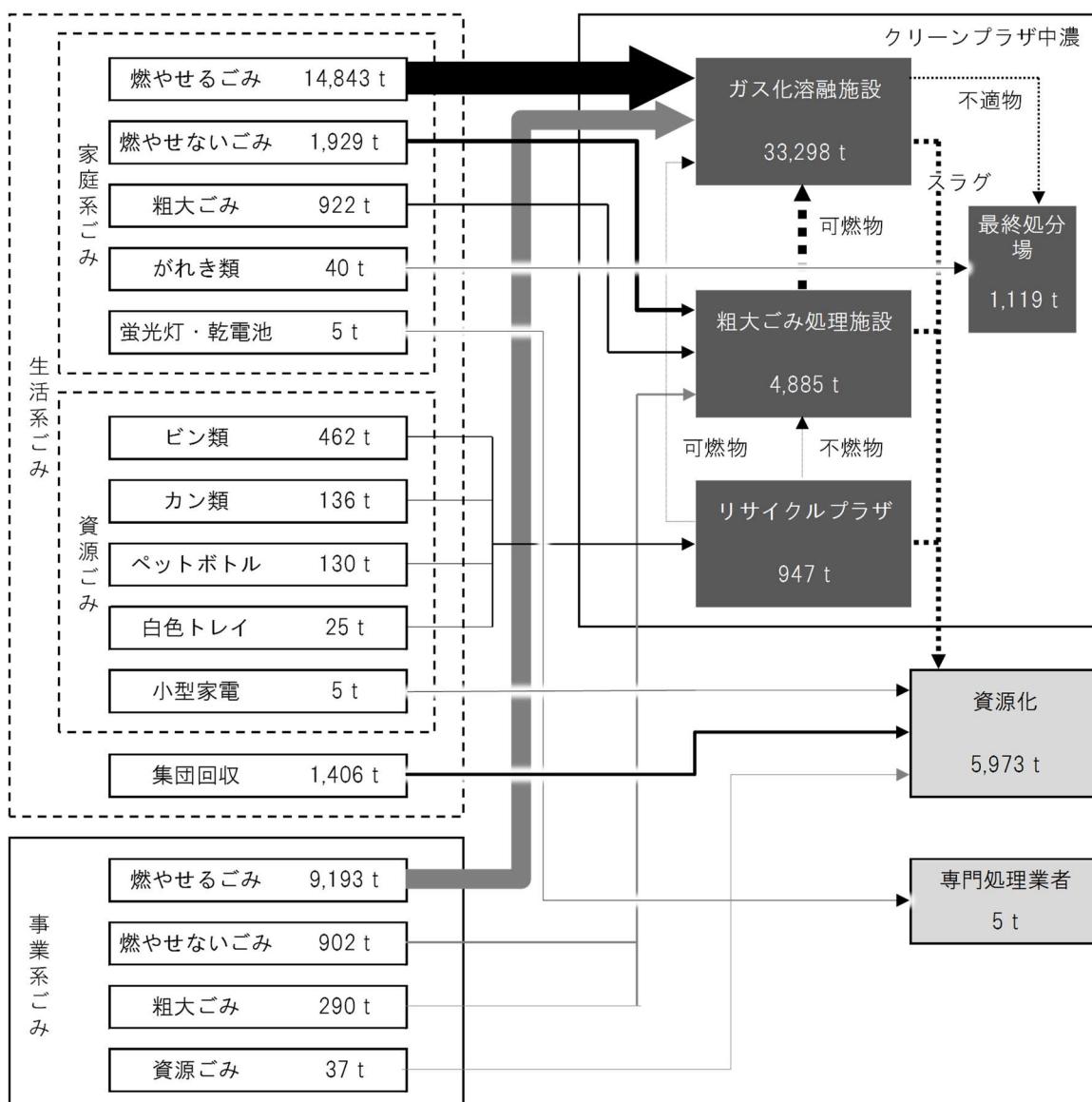


図2-2 ごみ処理フロー（令和元年度）

### (3) 生活系ごみの分別区分

本市が収集・回収を行う生活系ごみの分別区分は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 分別区分（令和 2 年度）

分別区分		種類
家庭系ごみ	燃やせるごみ	一般家庭から出る生ごみ、紙くず、繊維くず、木くず、草、カバン、靴、CD、DVD（ケース含む）、発泡スチロール、マヨネーズ等のプラスチック製チューブ、使い捨てカイロ、油類のボトル、アルミ付き紙パックなど。
	燃やせないごみ	一般家庭から出るナベ・ヤカンなどの金属類、茶碗・皿・花瓶などの陶磁器類、電球、鏡、傘、板、耐熱ガラス、コップ、じょうろ、プランター、おもちゃ、バケツ、ハンガー、ポリ缶、金属製のフタ・キャップ等
	粗大ごみ	指定袋に入らないもので、長さ 2m 以下、重さ 60kg 以下のもの
	がれき類	家庭から出たコンクリート類、瓦類、レンガ類
	蛍光灯・乾電池	一般家庭から出る蛍光灯、水銀使用品、乾電池
資源ごみ	ビン類	一般家庭から出る酒・ビールビン、栄養ドリンクビン、しょうゆビン、ソースビン、化粧品ビン、その他のビン
	カン類	一般家庭から出るジュース缶、ビール缶、菓子缶・食用油缶、その他のスチール缶及びアルミ缶、カセットボンベ、スプレー缶
	ペットボトル	一般家庭から出るペットボトル（PET1 材質表示マークのあるもの）
	白色トレイ	一般家庭から出る白色食品トレイ
	小型家電	携帯電話・PHS、パソコン、カメラ、電話機、録画・再生装置、音響機器、記憶媒体、電子書籍、健康グッズ、理容機器、ゲーム機、カー用品などのうち回収ボックスに入るもの
	インクカートリッジ	一般家庭から出るプリンタのインクカートリッジ

### (4) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者（事業者）の責任においてクリーンプラザ中濃へ自己搬入するか許可業者に依頼し処理します。

なお、少量の燃やせるごみ及び燃やせないごみであれば、指定の事業系ごみ袋を購入しステーションへ出すことができます。

事業所から出される、カン、ビン、ペットボトルなどは、市の資源ごみ収集に出すことはできません。また、蛍光灯や乾電池、小型家電などについても拠点回収に出すことはできません。

## (5) 処理しないごみ

本市が処理しないごみは、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 市が処理しないごみの例

種類	処理方法
消火器、バッテリー、プロパンガスボンベ、原動機付自転車、自動二輪車、トラクター、農機具、農薬、ピアノ、耐火金庫、廃油類など	購入した販売店等にお尋ねください。
大型ごみで長さ約 2m、重さ約 60kg を超えるもの、一時多量ごみなど	クリーンプラザ中濃へ直接搬入するか、一般廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼してください。
パソコン用コンピューター（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令に定める指定再資源化製品）	製造業者又は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問い合わせください。
タイヤ、パレット	購入した販売店等に尋ねるか、処分業の許可を有する業者へ依頼してください。
産業廃棄物、請負工事等で出るごみ	産業廃棄物として適正処理してください。
感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼してください。

## (6) 収集・運搬

本市における令和 2 年度の収集・運搬体制は、表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4 収集・運搬体制（令和 2 年度）

分別区分	収集形態	収集方法	収集回数
家庭系ごみ	燃やせるごみ	直営・委託	ステーション収集 週 2 回
	燃やせないごみ	直営・委託	ステーション収集 月 1 回
	粗大ごみ	直営・委託	戸別収集 月 1 回
	蛍光灯・乾電池	直営	拠点回収 隨時
資源ごみ	ビン類	委託	ステーション収集 月 1 回
	カン類	委託	ステーション収集 月 1 回
	ペットボトル	委託	ステーション収集 月 1 回
	白色トレイ	委託	ステーション収集 月 1 回
	小型家電	直営・委託	拠点回収 隨時
	インクカートリッジ	委託	拠点回収 隨時

表 2-5 投点回収施設（令和 2 年 10 月現在）

回収場所
環境課（関市役所）、西部支所、洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所、わかくさプラザ学習情報館、洞戸ふれあいセンター、板取ふれあいセンター、武芸川生涯学習センター、武儀生涯学習センター、上之保生涯学習センター

## (7) 中間処理

本市の一般廃棄物を処理している中間処理施設及び処理方法は、表 2-6 及び表 2-7 に示すとおりです。

表 2-6 中間処理施設の概要

名称	クリーンプラザ中濃		
	ガス化溶融施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所在地	関市下有知字赤谷 5960 番地		
建物延面積	13,158m <sup>2</sup>	962.62m <sup>2</sup>	3,820m <sup>2</sup>
使用開始年	平成 15 年度	平成元年度	平成 15 年度
処理能力	168t/24h	50t/5h	12t/日
処理方式	流動床式 ガス化溶融炉	衝撃剪断堅型 回転破碎方式	主に手選別
処理対象物	燃やせるごみ	燃やせないごみ 粗大ごみ	資源ごみ

表 2-7 処理方法

区分	処理・資源化の方法
燃やせるごみ	・ガス化溶融施設で焼却処理を行い、スラグなどは再生業者に引き渡し、残渣は場内の最終処分場で埋立処分を行います。
燃やせないごみ 粗大ごみ	・粗大ごみ処理施設で破碎・選別を行い、鉄及びアルミは再生業者に引き渡し、その他の可燃物はガス化溶融施設で処理を行います。
がれき類	・クリーンプラザ中濃で一時保管された後、分別業者に引き渡します
乾電池・蛍光灯	・クリーンプラザ中濃で一時保管された後、水銀含有製品の処理を行う専門業者に引き渡します。
資源ごみ	・ビン類、カン類、ペットボトル、白色トレイは、リサイクルプラザで選別・圧縮処理が行われ、素材別に再生業者に引き渡します。 ・小型家電は、国の認定事業者に引き渡します。

### (8) 最終処分

クリーンプラザ中濃で中間処理された後の残渣は、中濃広域の最終処分場で埋め立てられています。

中濃広域の保有する最終処分場の概要は、表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 最終処分場の概要

項目	内 容
施設名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	関市下有知字赤谷 5960 番地
埋立面積	16,300m <sup>2</sup>
埋立容量	125,700m <sup>3</sup>
残余容量	43,989m <sup>3</sup> (令和 2 年 3 月現在)
埋立期間	昭和 58 年 4 月～令和 32 年 3 月 (予定)
汚水処理施設	凝集沈殿方式

### 3. ごみ・資源量の推移

本市における前計画の期間のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表 2-10 及び以下に示すとおりです。

なお、前計画の期間（平成 18 年度～令和元年度）に実施した、分別区分の変更やごみ処理体制の変更は、表 2-9 に示すとおりです。

表 2-9 前計画の期間に行った分別区分の変更など

年月	内容
平成 20 年 9 月	・レジ袋有料化開始
平成 24 年 11 月	・肥田瀬埋立場、埋立終了
平成 26 年 4 月	・プラスチック容器包装類の分別収集廃止 ・使用済小型家電のボックス回収開始
平成 28 年 4 月	・家庭ごみの有料化実施
平成 30 年 7 月	・平成 30 年 7 月豪雨発生 (災害廃棄物の処理)
令和 2 年 1 月 4 月 10 月	・蛍光管、乾電池の拠点回収開始 ・紙類・古着の分別収集廃止 ・インクカートリッジの拠点回収開始





## (1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 2-3 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、民間事業者による資源回収（スーパーの資源回収や、古紙回収ボックスなど）や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって、減量化や資源化が行われているものについては、実数として捉えることが困難な「潜在ごみ」であることから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと集団回収で集められた資源を除いた、処理・処分が必要な燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、がれき類、蛍光灯・乾電池を「家庭系ごみ」とします。

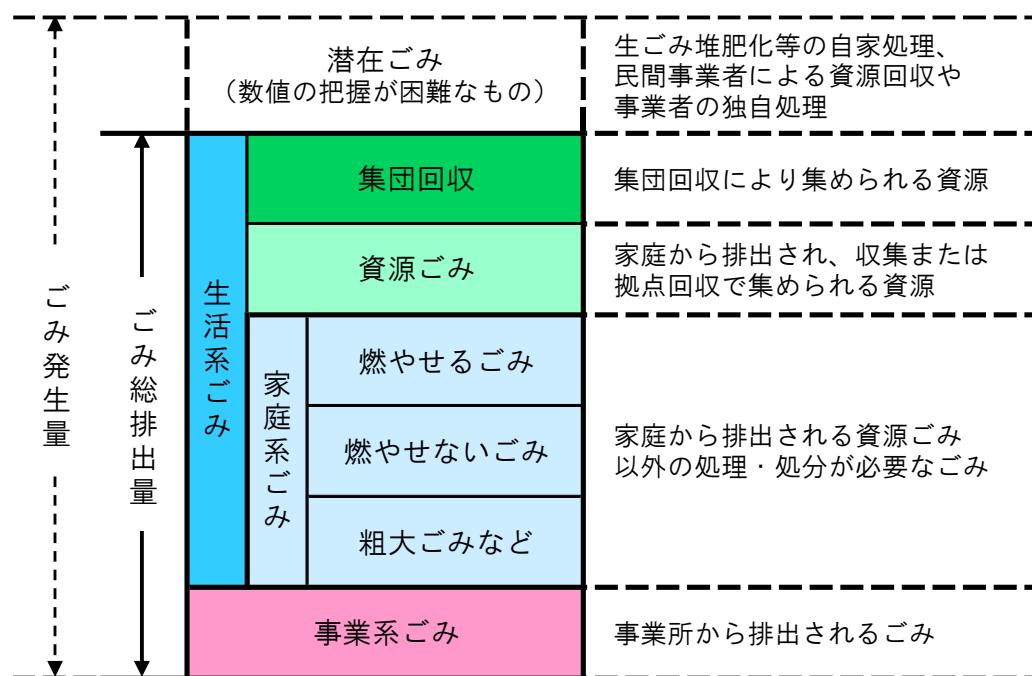


図 2-3 ごみ排出区分の定義

## (2) ごみ総排出量・原単位

過去 14 年間のごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりごみ総排出量（原単位）は、図 2-4 のとおりです。

ごみの総量はやや減少しているものの、1 人が出すごみの量は横ばいです。

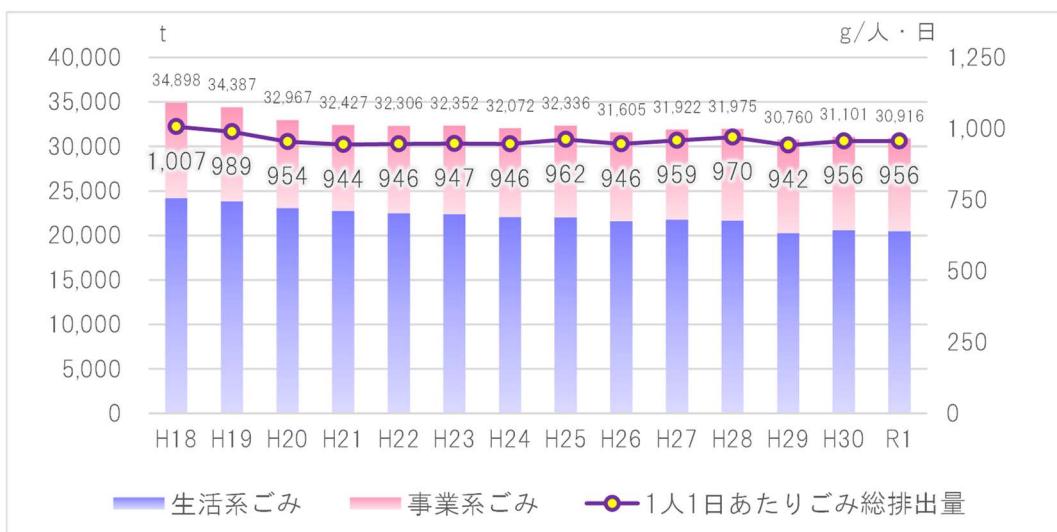


図 2-4 ごみ総排出量の推移

## (3) 生活系ごみ排出量

家庭から出るごみの量である生活系ごみ排出量の推移は、図 2-5 に示すとおりです。

平成 28 年 4 月に家庭ごみの有料化を行ったことで、一時的にごみの量が減りましたが、平成 30 年から再び増加に転じています。

また、資源を含む家庭から出るすべてのごみである「生活系ごみ原単位」は緩やかに減少しているものの、資源を除く処理・処分を必要とする「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」は増加しており、資源の量が減っていることがわかります。

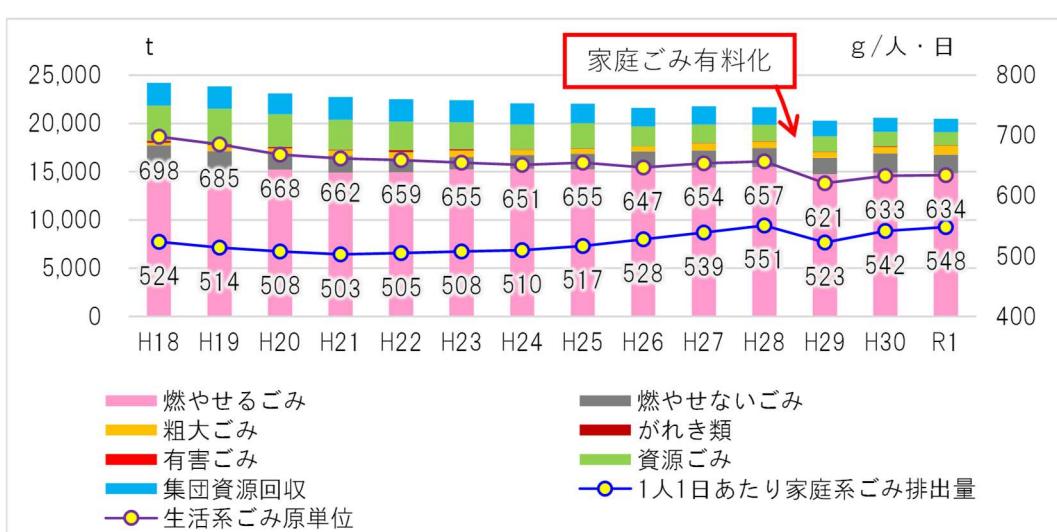


図 2-5 生活系ごみ排出量の推移

#### (4) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 2-6 に示すとおりです。

事業所から出るごみの量は、景気の変動により増減がありますが、リーマン・ショック後の平成 21 年度以降は増加傾向にあります。

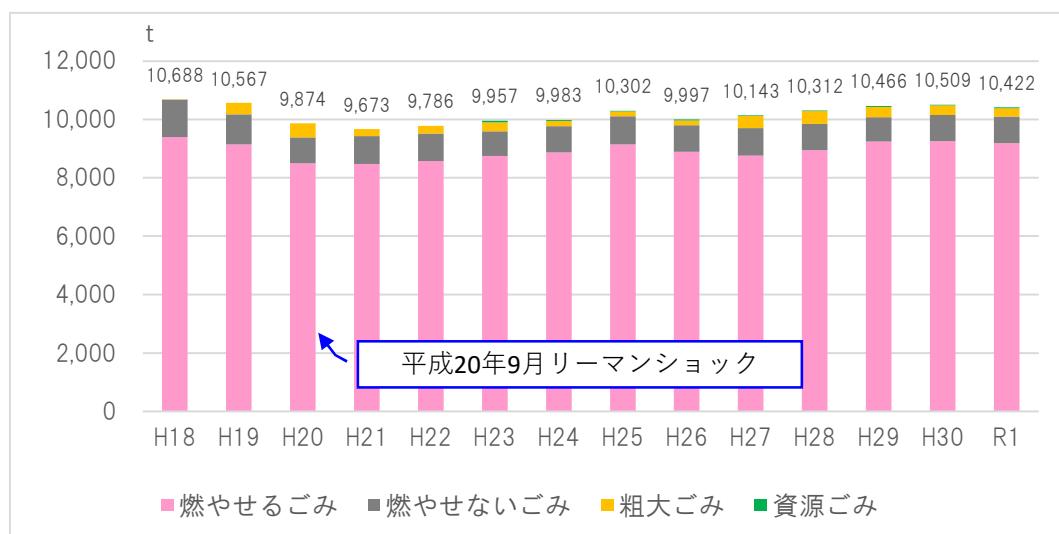


図 2-6 事業系ごみ排出量の推移

#### (5) 資源化量・資源化率

資源化量および資源化率の推移は、図 2-7 に示すとおりです。

資源ごみ、資源集団回収のいずれも減少しているため、資源化率は大きく減少しています。これは、古紙などの民間回収ボックスが多く設置されたことにより、資源ごみや集団回収に古紙が出されなくなり、市が把握できる資源（古紙）の量が減ったことが要因です。

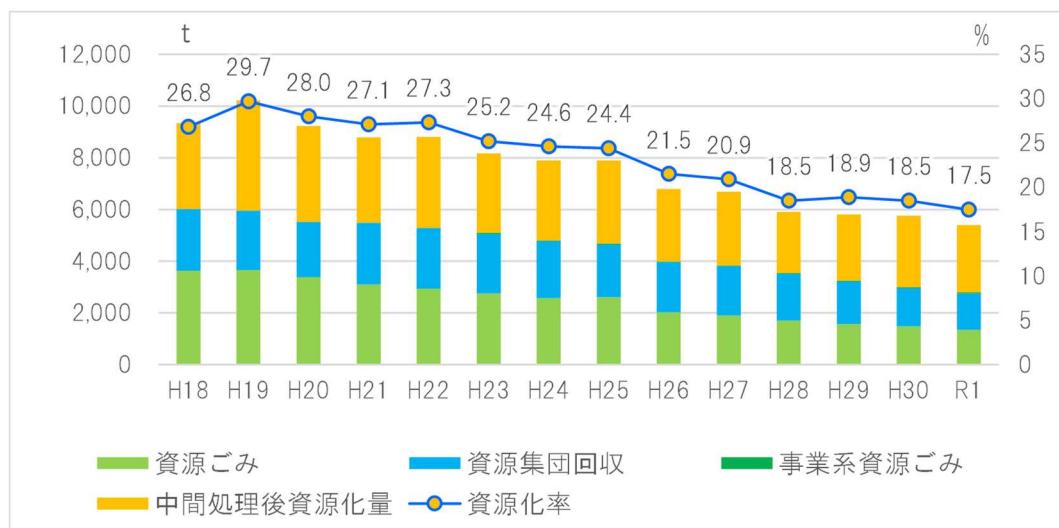


図 2-7 資源化量・資源化率の推移

#### 4. 前計画の総括

##### (1) 目標達成状況

###### ① 目標項目

前計画に示された令和2年度（平成32年度）の目標値及び目標達成時の排出量の予測と令和元年度の実績は、表2-11のとおりです。

表2-11 前計画の目標と実績

項目	実績（令和元年度）	目標（令和2年度）
ごみ排出量	30,916トン	36,845トン
生活系ごみ	20,494トン	21,027トン*
事業系ごみ	10,422トン	15,818トン*
生活系ごみ原単位	634グラム	600.9グラム
資源化率	19.3%	31.1%
資源化量（施設回収分）	4,530トン	9,125トン*
資源化量（集団回収分）	1,406トン	2,319トン*

\*前計画に示された目標達成時の排出量の予測値

###### ② ごみ排出量（ごみ総排出量）

ごみ排出量（ごみ総排出量）は、令和2年度の目標値を十分に達成できる見込みです。



図2-8 ごみ排出量の目標と実績

### ③ 生活系ごみ原単位

生活系ごみ原単位は、令和2年度の目標値が600.9グラムなのに対して、令和元年度の実績が634グラムと目標を大きく上回り、目標達成が厳しい状況です。

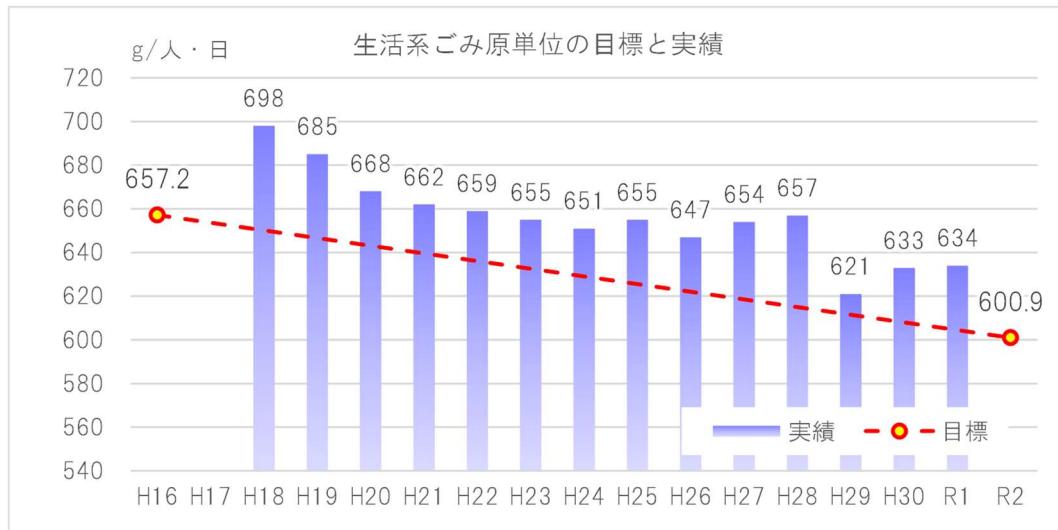


図 2-9 生活系ごみ原単位の目標と実績

### ④ 生活系ごみ排出量

目標が達成された時の生活ごみ排出量の予測値は、平成28年4月の家庭ごみ有料化までは予測を上回っていましたが、平成29年度以降は予測を下回っています。

1人あたりのごみを表す原単位が目標を上回っているのに対して、排出量は目標を下回っているのは、計画策定時の想定より人口が減少したことが要因です。

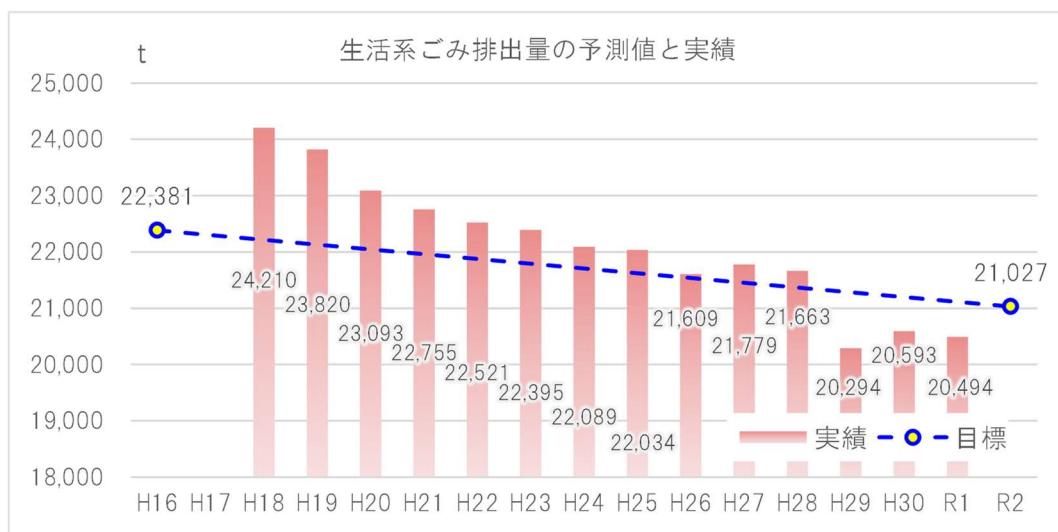


図 2-10 生活系ごみ排出量の目標と実績

## ⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、予測値を大きく下回る状況が続いています。

前計画がリーマン・ショック以前に策定されており、事業所から出るごみが増え続けていた時代の予測であることが要因です。

事業系ごみ排出量が予測値を大きく下回ったことで、ごみ排出量（ごみ総排出量）の目標値が達成されています。

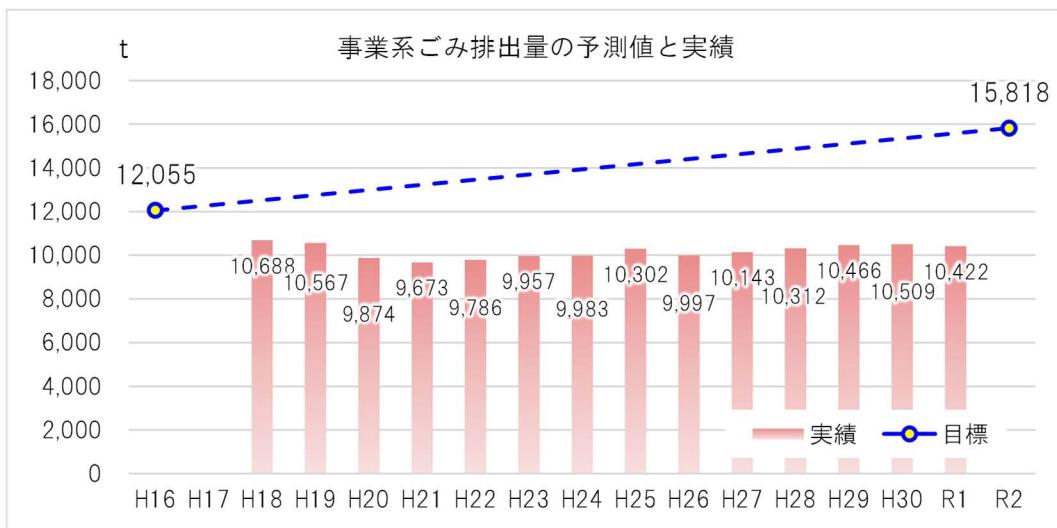


図 2-11 事業系ごみ排出量の目標と実績

## ⑥ 資源化率

資源化率は、令和元年度の実績が 17.5%に対し、令和 2 年度の目標値が 31.1%と大きく下回っています。

前述したように、民間の古紙回収など、市の把握できる資源の量が減少したため、目標と大きく下回る状況が続いている。

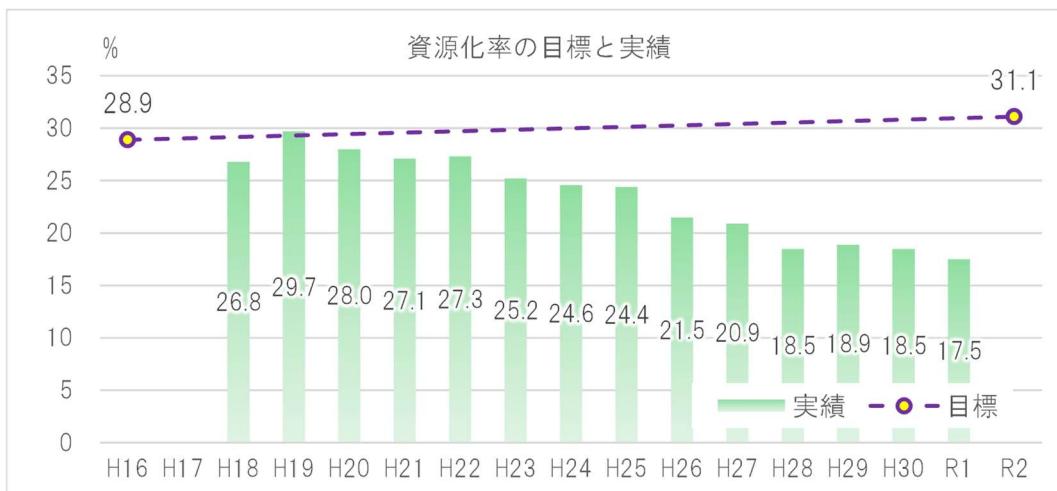


図 2-12 資源化率の目標と実績

## (2) 施策の実施状況

前計画に示された施策の実施状況は、表 2-12 に示すとおりです。

表 2-12-1 施策の実施状況

	施策	実施状況				評価	
ごみ処理の減量と資源化	市民の自主的な行動につながる PR 活動の実施	関市広報によるごみ削減目標値の掲載 関市広報による食品ロスに関する記事の掲載				○	
	環境教育の充実	ごみの捨て方に関する出前講座の開催 自然観察会、生き物調査の実施 クリーンプラザ中濃への社会科見学会の開催				○	
	ホームページの活用による情報提供の促進	あんしんメールによる情報提供 令和元年 5 月より「関市ごみ分別アプリ・さんあ～る」を導入				○	
	環境フェアせきの周知・参加促進	平成 29 年度	約 1,000 人				
		平成 30 年度	約 1,000 人				
		令和元年度	約 1,000 人				
		令和 2 年度	未開催				
	包装紙、レジ袋などの減量の推進	平成 20 年 3 月	関市レジ袋削減協議会設置				
		平成 20 年度	レジ袋大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結（市民団体 10 団体、事業所 12 社、20 店舗、岐阜県、関市）			○	
生ごみ処理機等の購入促進と設置利用者の把握	台所からのごみの減量	令和 2 年 7 月	小売店舗のレジ袋有料化が義務化。				
		年度	平成 29	平成 30	令和元		
		ミノール酵素	21 個	21 個	25 個		
		ぼかし	2,377 個	4,253 個	1,761 個	○	
		容器	15 個	26 個	25 個		
		段ボールコンポスト	185 個	103 個	108 個		
		食品ロスの削減やエコ・クッキングを広報、ホームページ、まめなかなつうしんで推奨 生ごみ発酵促進剤の利用を広報、ホームページで PR				○	
		岐阜県のエコショップ認定制度の終了に伴い関市の PR も終了				—	

表 2-12-2 施策の実施状況

	施策	実施状況	評価
ごみ処理の減量と資源化	事業系ごみの減量・資源化の促進	事業系ごみの減量・資源化を促すパンフレット作成など事業所に対する具体的な取り組みは実施できなかった。	×
	廃棄物減量計画書の提出要請	1日 200kg 以上的一般廃棄物を排出する事業所を把握できていない。	×
	自己処理責任の周知徹底、指導強化	窓口や電話対応での事業所ごみの排出・分別指導を行った。	○
	ごみ処理施設での不適物排除の指導強化	クリーンプラザ中濃への搬入時の聞き取り検査 中農広域組合と構成市での協議	○
	資源回収の促進	集団回収奨励金の継続 古紙の買取価格の変動に合わせて奨励金額の変更 市内小中学校への常設資源回収 BOX 設置	○
	各店舗における資源回収の推進	店舗数及び回収品目の拡大ができなかった。	×
	生ごみの分別収集・資源化の検討	家庭から出る生ごみの分別収集は検討したが実施に至らなかった。 学校給食センターから出る生ごみは民間事業者で資源化されている。	○
	廃食油の BDF などへの再生利用	平成 18~20 年度に給食センターで排出される廃油を使い、清掃事務所のごみ収集車 1 台で市の精製した BDF 燃料を使用していたが、ディーゼル排ガス規制により BDF 燃料を使用できる車両が製造されず車両更新ができなくなったため、BDF 生成施設を廃止した。	○
環境負荷の少ない適正なごみ処理	効率的な収集・運搬体制の構築	平成 26 年 1 月 小型家電のボックス回収開始 平成 26 年 4 月 プラスチック製容器包装の分別収集廃止 平成 27 年 12 月 スプレー缶の回収方法変更 平成 29 年 4 月 可燃ごみ収集コースを変更することにより、効率化を図った 令和元年 10 月 小型家電の宅配便回収開始 令和 2 年 1 月 蛍光灯、乾電池の窓口回収開始 令和 2 年 10 月 使用済みインクカートリッジの窓口回収開始	○
	ごみステーションの適正な管理の促進	平成 27 年 3 月 ごみ集積場整備事業補助金交付要綱の制定	○

表 2-12-3 施策の実施状況

	施策	実施状況	評価
環境負荷の少ない適正なごみ処理	ごみ出しの困難な市民に対する支援の検討	平成 30 年度から市役所内関係各課によるふれあい収集研究会で検討を行っている。	○
	中間処理施設の適正な維持管理	組合により施設の適正な維持管理が行われております、平成 25~27 年度には基幹的設備改良工事も実施されている。	○
	環境保全対策の推進	地域住民の生活環境の快適性を確保	○
	最終処分場の適正管理	肥田瀬埋立場 平成 24 年 11 月埋立終了 平成 27 年 7 月モニタリング期間を経て廃止	○
	適正処理困難物に対する対応	適正な処理の仕方の指導 不適正に排出されたものは市が適正に処理できる業者に搬入	○
	不法投棄の防止	市内不法投棄の件数 平成 29 年 26 件 平成 30 年 20 件 令和元年 20 件	○
	災害ごみの対応	平成 30 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定。計画に基づき平成 30 年豪雨災害に対応した。	○
市民・事業者・行政協働による取り組み	ごみの分別精度の向上	ごみ収集不能シールの推移 平成 29 年度 3,500 枚 平成 30 年度 2,254 枚 令和元年度 1,929 枚	○
	各種団体への支援	リサイクル推進協議会への活動補助金 資源ごみ集団回収事業奨励金の継続	○
	市民によるイベントの支援	環境フェア、環境シンポジウムの実施	○
	拡大生産者責任制度の研究・検討	岐阜県関刃物産業連合会の行う刃物リサイクルの回収箱を公共施設に設置している。	○
	新たなごみ処理技術への支援	廃食用油から BDF を精製 バイオマスの利用促進	○
	関連部署・関連機関等との連携の強化	中濃広域組合と構成市での年数回の協議 県と合同の立ち入り調査の実施	○
	三者の調整役として役割の推進	市民・事業所・行政の三者が協働できる体制整備のための調整役となる	△

## 5. アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画改定にあたり、市民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考え方を把握し、計画策定の資料とする目的としました。

### (1) 調査の概要

調査の概要は、表 2-13 に示すとおりです。

表 2-13 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上 : 2,000 名
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和 2 年 6 月 22 日（送付日）～7 月 9 日（投函期限） ※投函期限の翌日から 3 配達日後到着分までを集計
回収状況	有効発送数 1,996 通、回収数 952 通、回収率 47.7%（標本誤差 3.0%）

### (2) 調査結果（抜粋）

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果を、以下に抜粋します。

※端数処理のため、割合の合計が 100% にならない場合があります。

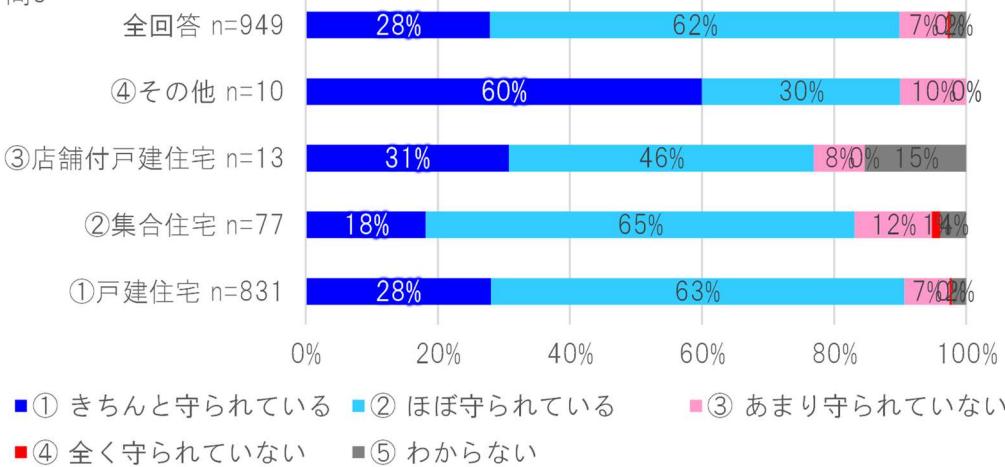
※クロス集計グラフ中の「n=」の値は母数を示します。

※グラフの青系色は肯定的な回答、赤系色は否定的な回答、緑は分からない、灰色は未回答を示します。

あなたが利用しているごみステーションでは、ごみ出しのルールが守られていると思いますか？

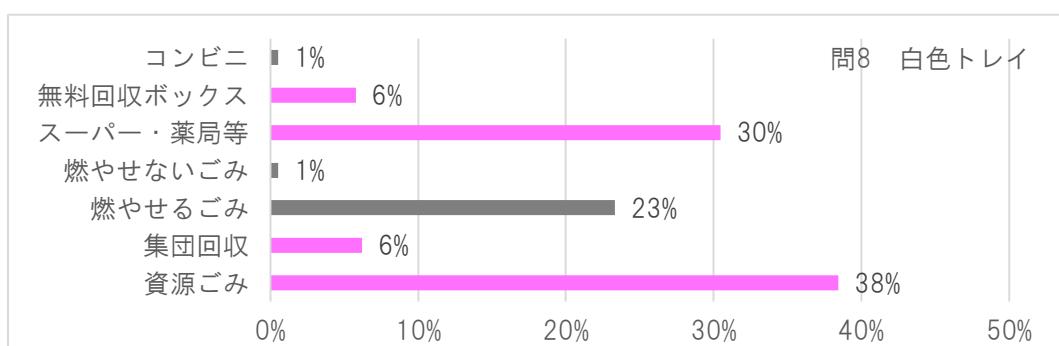
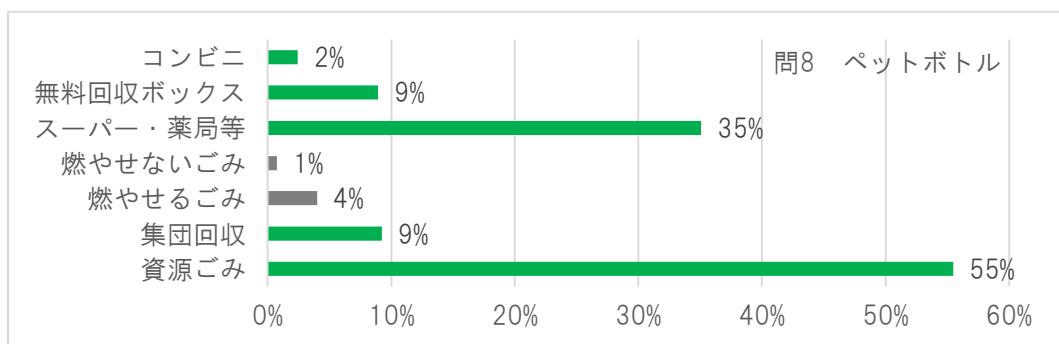
・9割の人が守られていると回答していますが、集合住宅では「あまり守られていない」の回答割合が高くなっています。

問3



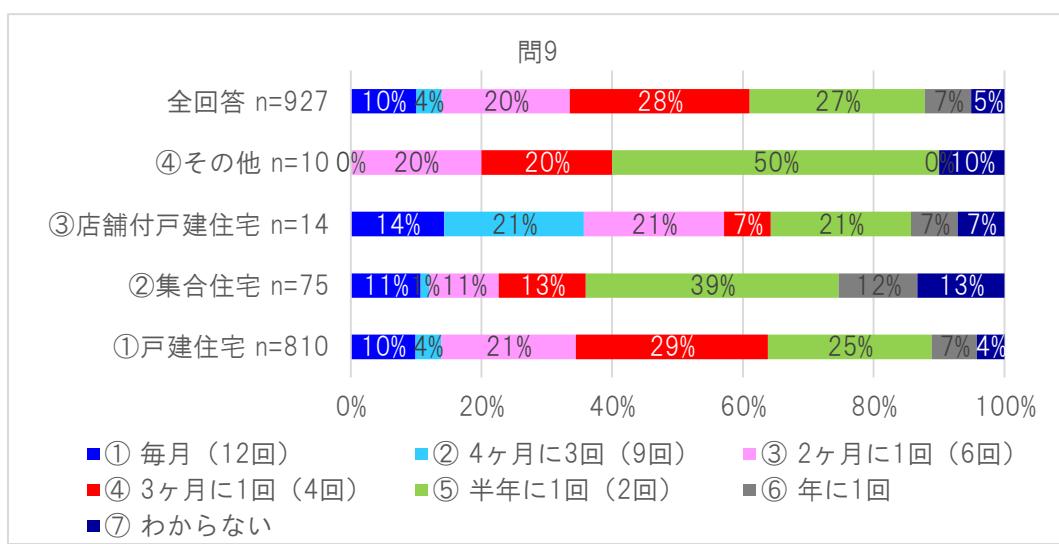
ペットボトル、白色トレイはどこに出していますか？それぞれ該当する所に丸をつけてください。（複数回答可）

- ・ペットボトル市の資源ごみ収集に約5割しか出されておらず、3割以上がスーパー・薬局などの自主回収ボックスに出されています。
- ・白色トレイは市の資源ごみ収集が4割以下の利用にとどまり、スーパーなどの回収ボックスが3割に対し、2割以上の人が燃やせるごみとして捨てています。



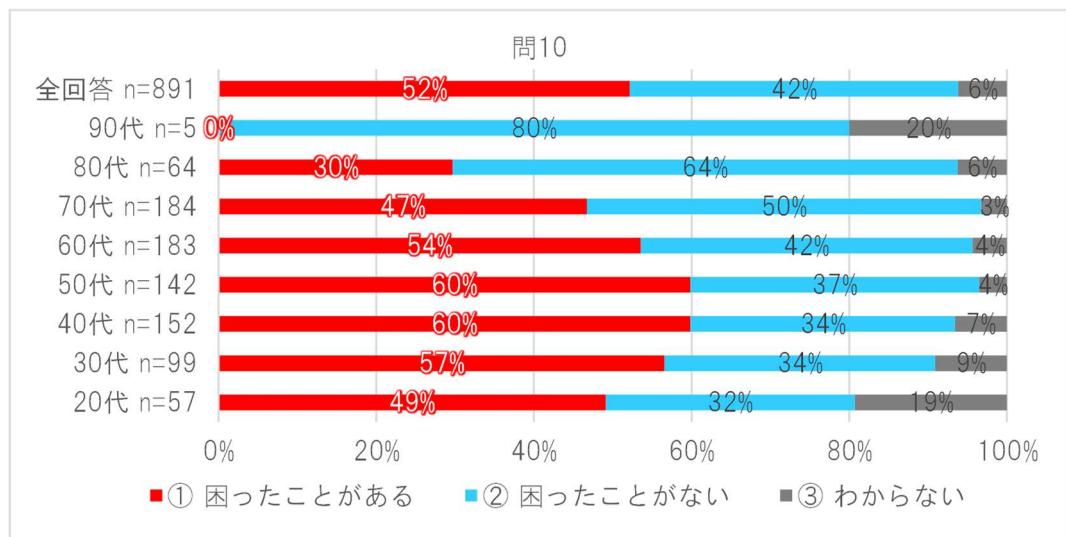
燃やせないごみは年に何回くらい出していますか？

- ・毎月出している人は1割にとどまり、約3割の人が半年に1回以下であると回答しています。



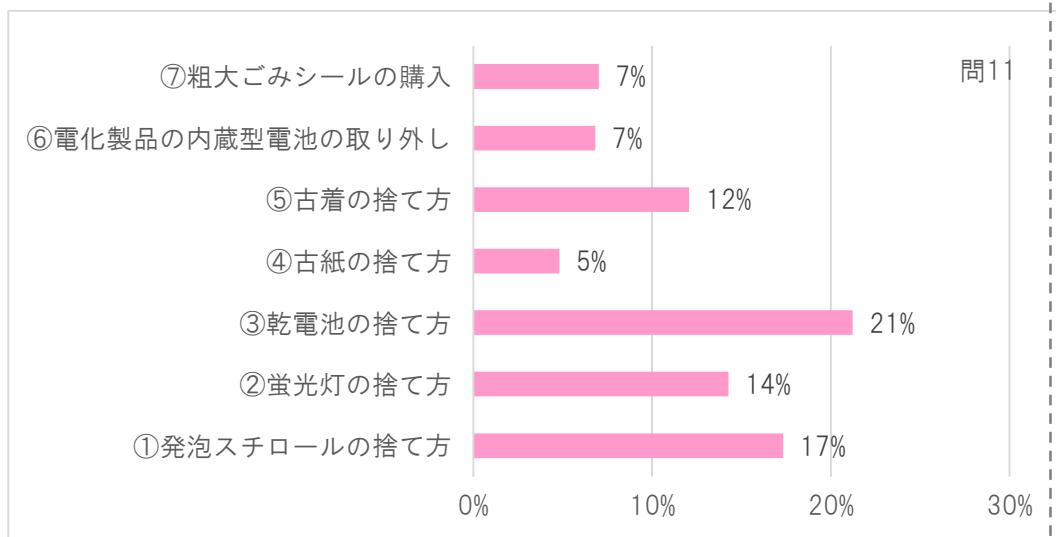
あなたはごみの出し方で困ったことがありますか？

- ・半数の人が困ったことがあると回答しています。



あなたはごみの出し方でどのように困りましたか？（複数回答可）

- ・乾電池の捨て方に2割の人が困っています。
- ・新型コロナウィルスの影響で古着の輸出が止まったため、民間の古紙回収から古着の回収がなくなったことから、古着が資源にできなくて困る人の割合が1割以上います。



### (3) 全国調査との比較

環境省がインターネットにより実施している「循環型社会に関する意識・行動のアンケート調査結果」と、本調査結果を比較しました。

なお、環境省の調査は、インターネット調査であり、定点調査でないこと等を考慮し、大きな傾向を把握するという観点から変化を見ているものです。

全国の調査結果と比較した関市民の特徴は、以下のとおりです。

- ・ごみ問題の意識が高いため、ルールは守られているものの、ごみ減量につながる具体的な行動をしている人の割合が少ない。

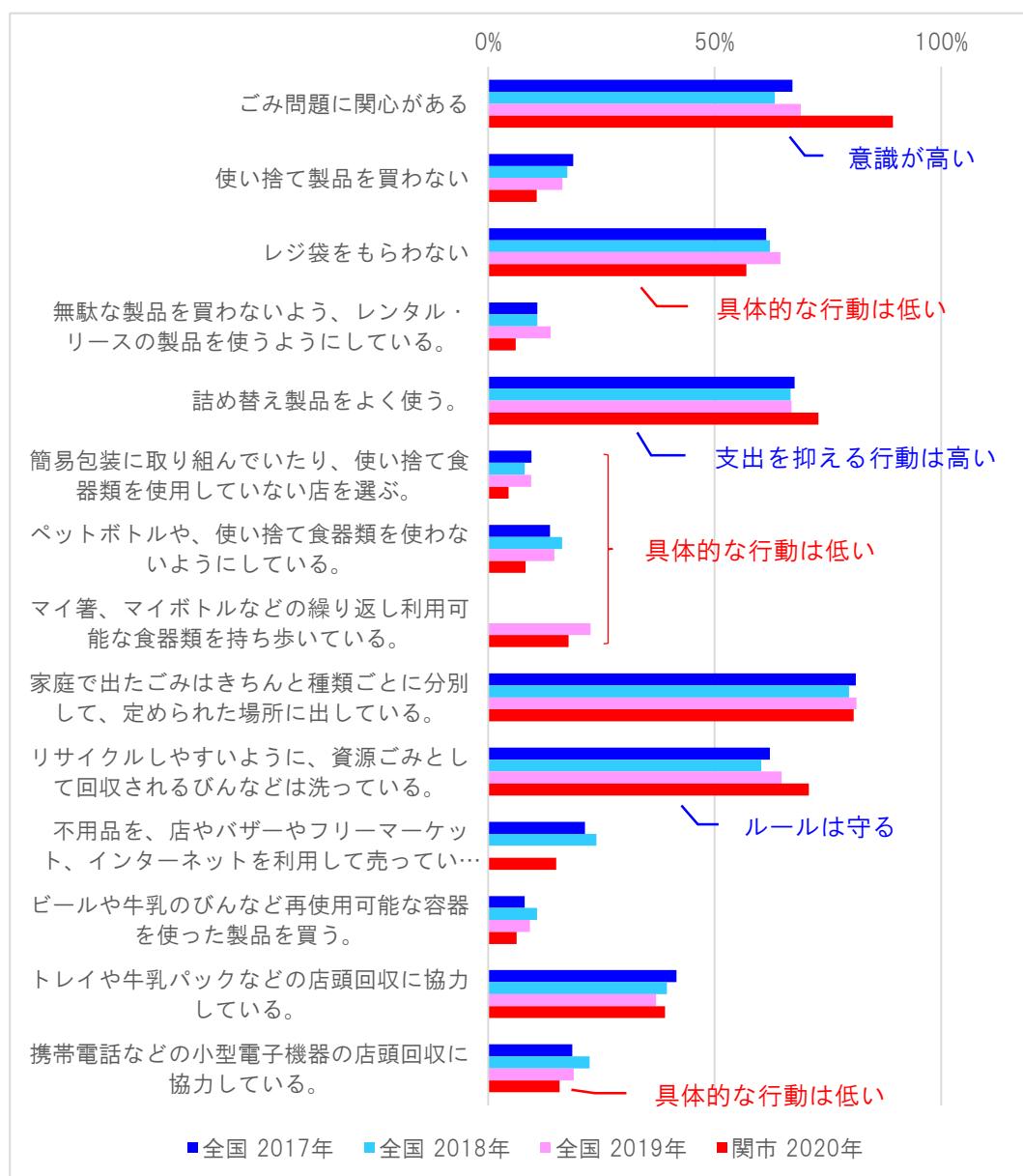


図 2-13 全国調査結果との比較

#### (4) 住民満足度

本市の行うごみの処理について、市民の満足度を把握するため、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（環境省・平成25年4月）に示された手法によりアンケート調査項目を設定し、回答の総合得点により住民満足度指数を算出し評価を行いました。

アンケート調査の結果、4問の平均得点による総合評価は4.0点となり、平均3点を大幅に上回り良好な結果でした。

しかしながら、3Rの取り組みや情報公開における「わからない」及び「無回答」の有効回答数に対する割合は、それぞれ31.2%、35.8%となっており認知度が低くなっています。特に情報公開の認知度が低いことから、市民の皆様にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表2-14 住民満足度調査項目

項目	設問
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
取り組み	関市の3R（ごみを出さない・再使用・再資源化）の取り組みに満足していますか？
情報提供	ごみ処理や3R（ごみを出さない・再使用・再資源化）の情報公開や提供に満足していますか？
清潔さ	関市の街は清潔であると思いますか？

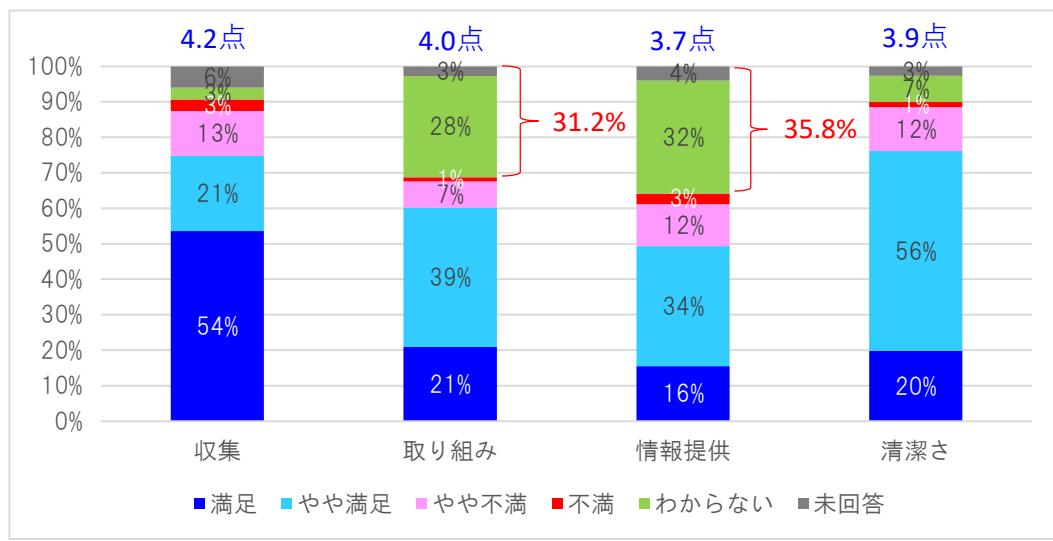


図2-14 住民満足度

## 6. ごみ処理の評価と課題

### (1) 一般廃棄物処理システム評価

本市のごみ処理の状況を、表 2-15 に示す 5 つの項目について岐阜県の平均値と比較・評価しました。

図 2-15 は、岐阜県を 100 とした時の本市の評価値<sup>注)</sup>の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、最終処分率および 1 人あたりごみ処理費用が岐阜県平均よりも高く、その他の項目は概ね平均的な値であり、全体として良好な評価となっています。

表 2-15 評価指標及び評価値

評価項目	単位	関市	岐阜県	評価値
1 人 1 日あたりごみ総排出量	g/人・日	956	891	92.7
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	542	522	96.2
資源化率	%	18.5	18.2	101.6
最終処分率	%	4.2	7.7	145.5
1 人あたりごみ処理費用	円/人・年	11,093	13,792	119.6

出典：令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成 30 年度実績版）

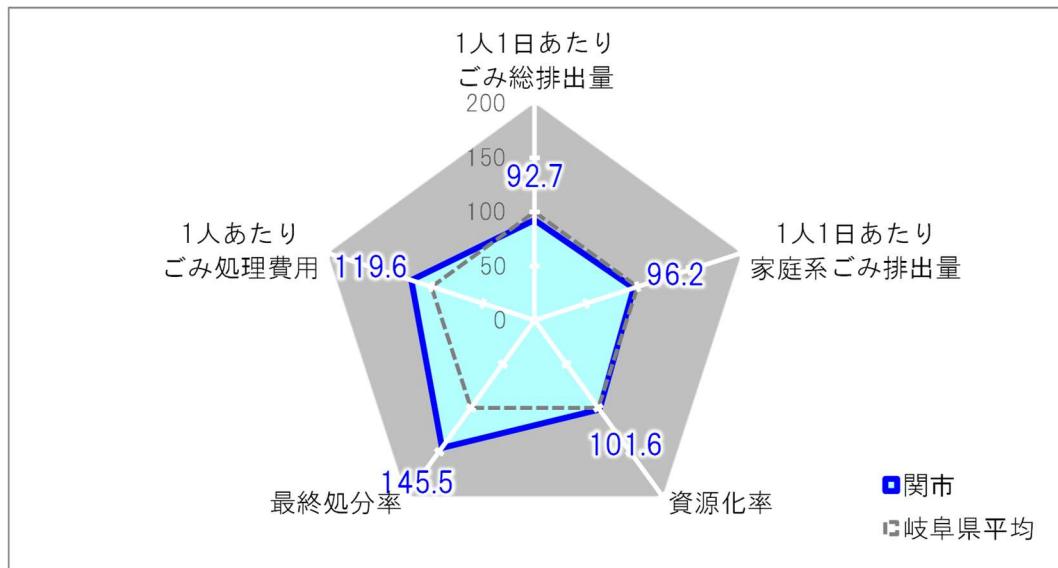


図 2-15 本市のごみ処理の評価（岐阜県平均との比較）

注) 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25 年 4 月・環境省）により算出しました。

## (2) 地域特性に関する課題

### ① 人口の減少

平成 17 年まで増加を続けてきた本市の人口は、平成 22 年には減少に転じ、関市人口ビジョン改定版（令和 2 年 3 月改定）に示された目指す人口の将来展望では、計画満了時の令和 17 年の人口は平成 27 年から約 1 割減少し、約 8 万人になると予測されています。

少子高齢化が進み、人口が減少するとともに超高齢化社会となる地域特性に対応した収集・処理体制の整備が必要です。

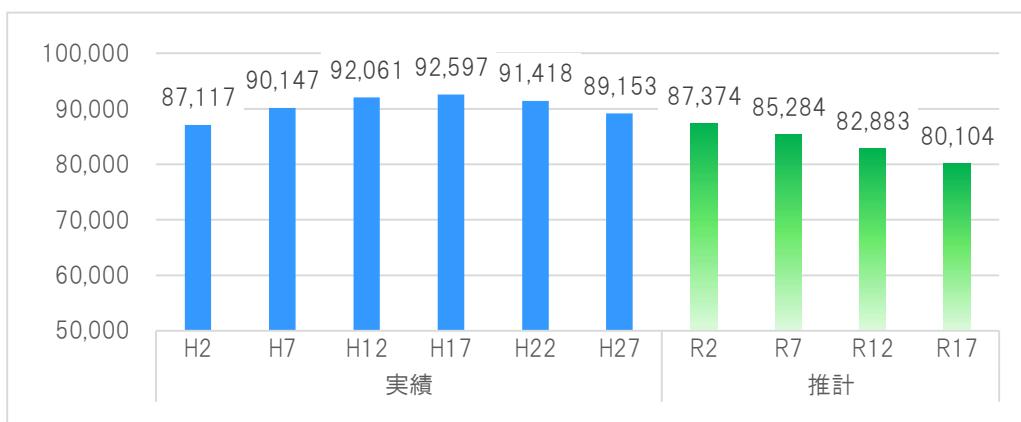


図 2-16 人口の将来推計

### ② 高齢者世帯の増加

国土交通省国土技術政策総合研究所によると、本市の高齢者世帯（65 歳以上が単独及び夫婦の世帯）の割合は、令和 27 年度には 35% まで上昇し 50% を超える地域もあります。超高齢化した地域に対応するため、福祉部門などと連携したごみ出しの支援が必要です。

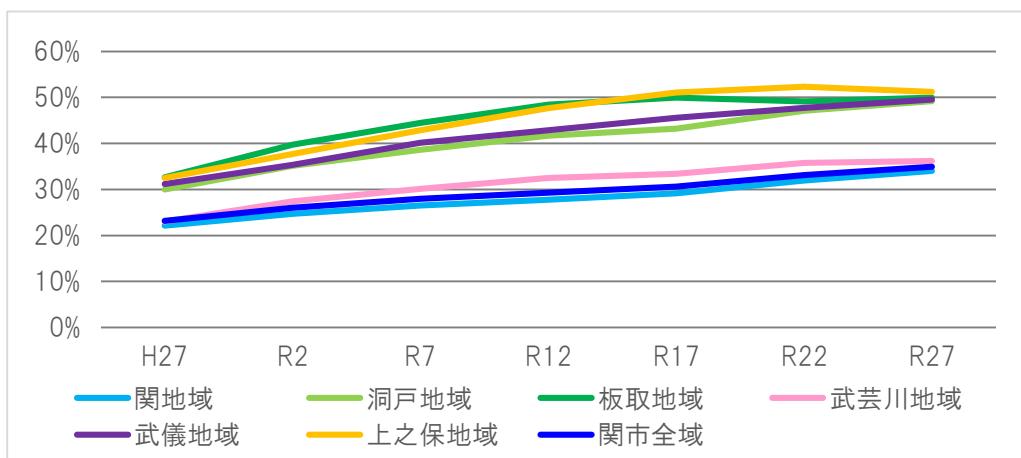


図 2-17 高齢者世帯割合の予測

### ③ 地域格差の拡大

関市は、人口規模が大きい市中心部（関地域と武芸川地域）と、農山村部で過疎化が進む西ウイング（洞戸地域と板取地域）、東ウイング（武儀地域と上之保地域）ではその特徴に大きな違いがあります。

総面積から林野と湖沼を除いた「可住地」における人口密度を見ると、2020年現在における関地域と板取地域の差は6倍ですが、20年後の2040年には16倍以上に広がり、市中心部と西ウイング、東ウイングの差は今以上に大きくなります。

地域格差の大きい本市の特性に対応した、収集・処理体制へ移行が必要です。

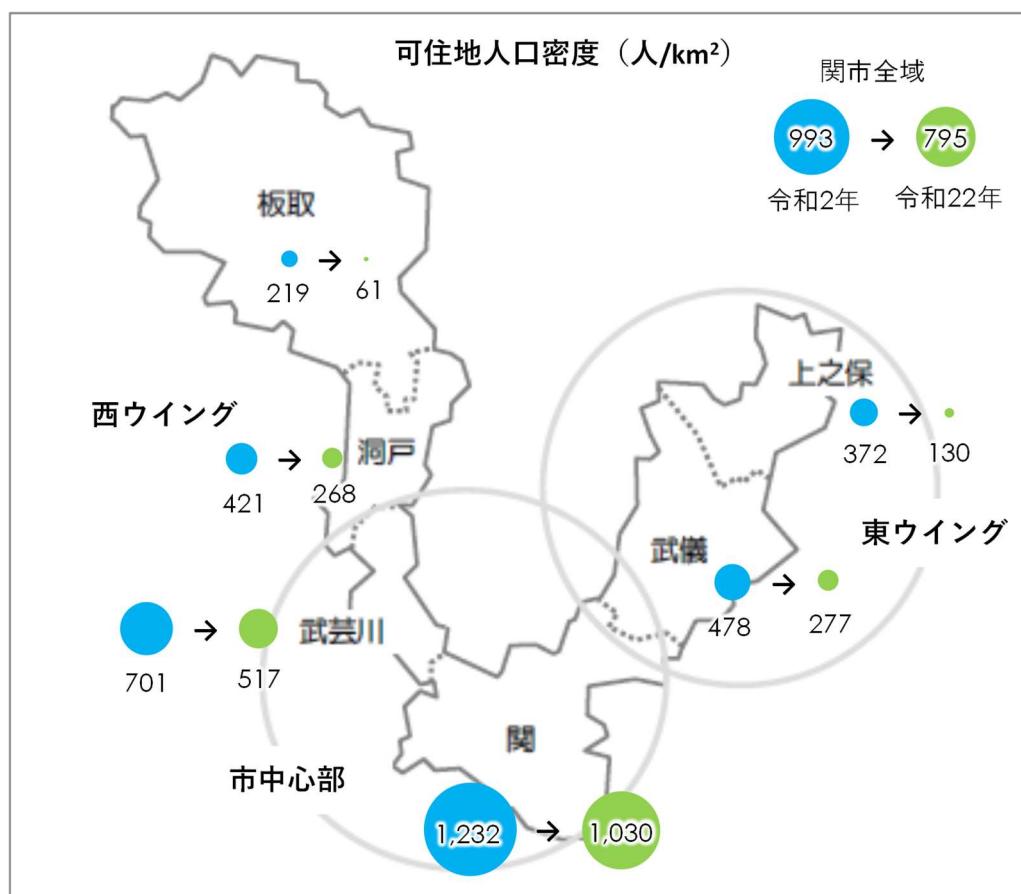


図 2-18 可住地人口密度の予測

### (3) 3Rの課題

#### ① 家庭系ごみ原単位の増加

人口の減少に伴い家庭から出るごみの総量（生活系ごみ排出量）は減少していますが、資源を除く処理・処分を必要とする家庭系ごみ原単位（1人1日あたり家庭系ごみ排出量）は増加しています。

平成28年4月に実施した家庭ごみ有料化で一時的に減少しましたが、再び増加しているため、家庭から出る燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの減量が必要です。

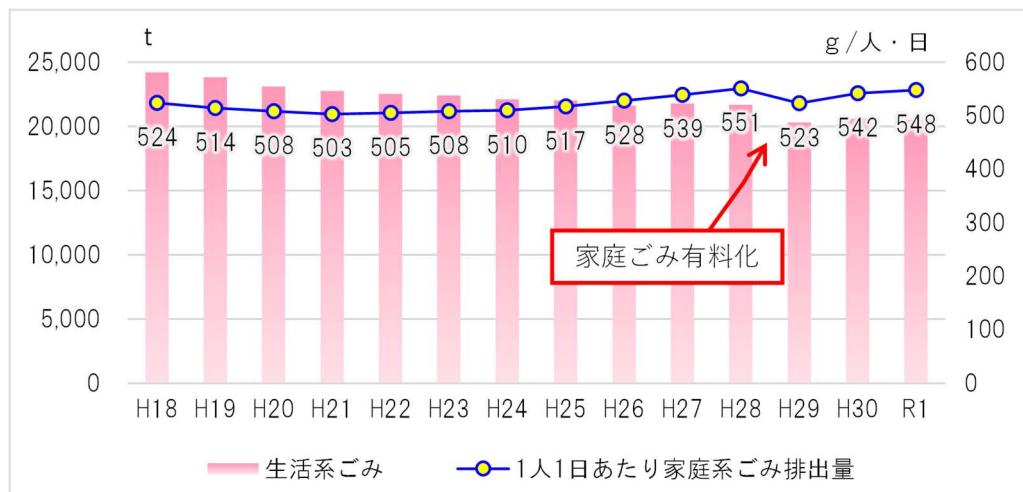


図2-19 家庭系ごみ排出量原単位の推移

#### ② 事業系ごみの増加

人口の減少に伴い生活系ごみは減少していますが、事業系ごみは増加しています。ごみの3分の1を占める事業系ごみの減量に向けた施策が必要です。

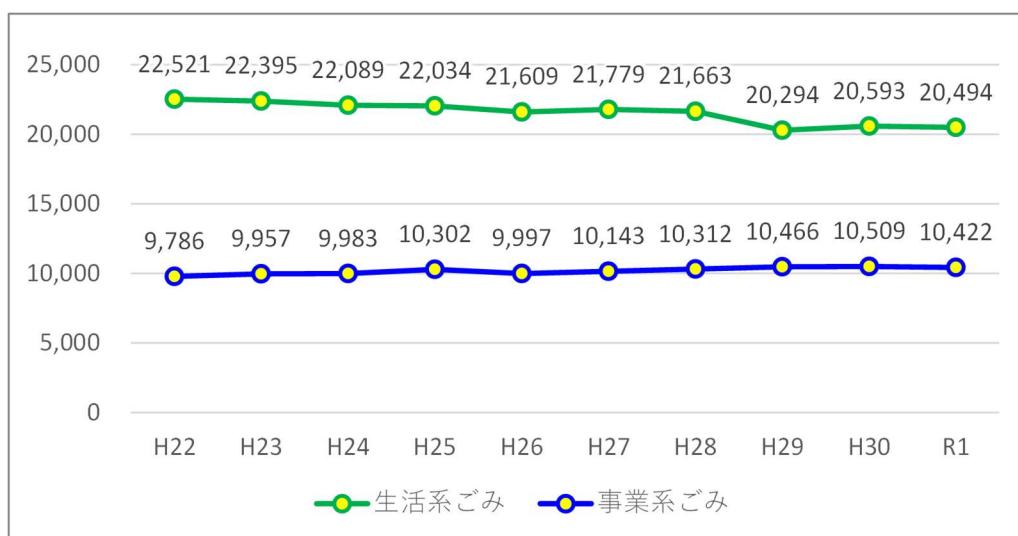


図2-20 事業系ごみの推移

### ③ ごみの収集区分・頻度

アンケート調査を見ると、ペットボトルを市の収集（ステーション）に出している人は半数程度に留まり、3割以上がスーパーなどの回収ボックスに出しています。白色トレイでは収集に出す人が4割以下となります。

また、燃やせるごみを収集に出す頻度をお聞きしたところ、毎月出している人は1割に留まり、約3割の人が半年に1回以下であると回答しています。

輸送時の重量を軽減するため、製造業者はペットボトルへの移行を進めていることから、生活様式の変化に対応した、ごみの収集区分と頻度の変更が必要です。

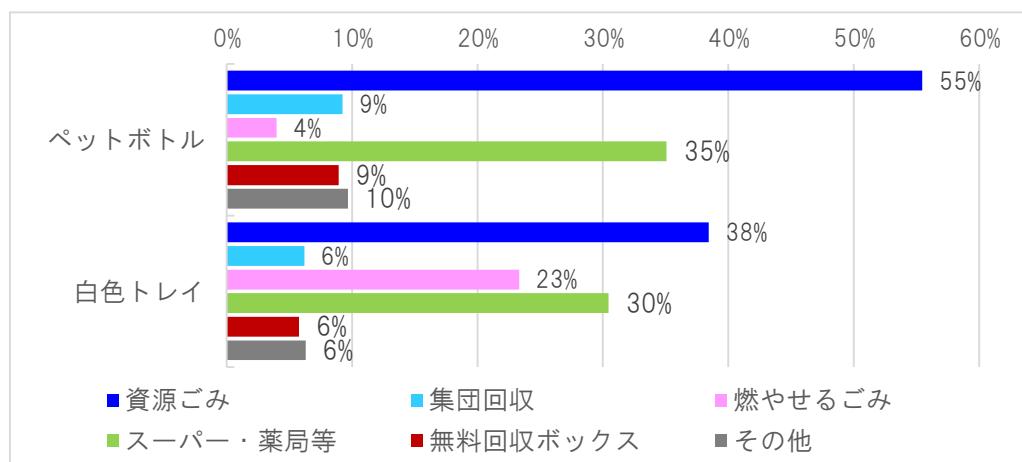


図 2-21 ペットボトルと白色トレイの排出先

### ④ 資源化率の低下

近年、県内では民間事業者により設置された資源回収ステーション（古紙回収ボックス）が増加したこと、本市の把握できる資源（古紙）の量が減り、相対的に資源化率が減少を続けています。資源化率が市民の分別努力を表す指標として機能していないことから、新たな指標の設定が必要です。

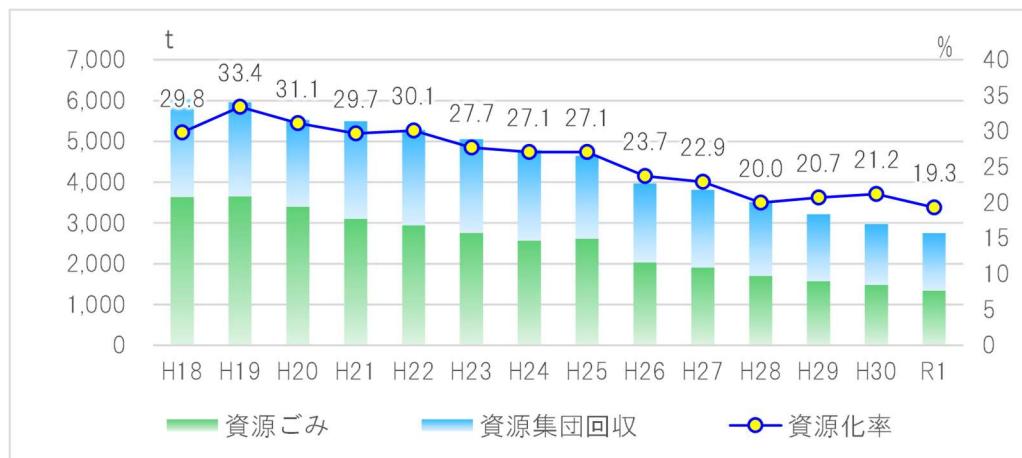


図 2-22 資源化率の推移

#### (4) 適正処理の課題

##### ① ごみの不適正排出

令和元年度にごみの分別アプリ「さんあ～る」を導入し、ごみの収集カレンダー、ホームページとあわせて、アプリを利用することでこれまで以上に収集日や分別方法を手軽に調べられるようになりました。

しかし、ごみステーションを見てみると、燃やせるごみにペットボトルが混入していたり、大量のシュレッダーごみが出されていました、燃やせないごみに蛍光灯が出されていましたと、ごみの不適正排出が多く見られます。

ごみを出す時に分別が守られていないと、ごみは適切に処理されません。ごみの不適正対策が必要です。



##### ② クリーンプラザ中濃の処理手数料

クリーンプラザ中濃にごみも持ち込んだ時に支払う処理手数料は 10kgあたり 150 円ですが、処理施設を運転したり整備したりして、燃やせるごみ 1 トンを処理するのに約 3 万円、10kgあたり 300 円がかかっています。また、燃やせないごみや粗大ごみの処理には 10kgあたり 600 円かかっています。

処理手数料（150 円/10kg）が処理原価（300 円/10kg）を大きく下回っており、差額は税金で賄われています。

また、産業廃棄物の処理料がクリーンプラザ中濃の処理料より高いため、産業廃棄物が混入して持ち込まれることがあります。

事業所から出るごみの資源化を促し、ごみを減量するためにも、事業系ごみの処理手数料について処理原価相当への見直しが必要です。

## (5) その他の課題

### ① 市民・事業者との情報共有

アンケート調査結果を見ると、3R の取り組みや情報公開について 3 割以上の方が「わからない」及び「無回答」となっており、3R の取組内容についての認知度が低くなっています。

ごみの減量と適正処理を進めるために、本市の 3R の取り組みについて、積極的に情報発信し、市民・事業者・市が情報を共有する必要があります。

### ② 食品ロスの削減

我が国から出る食品由来の廃棄物 2,550 万トンのうち、食べ残しなどの可食部分「食品ロス」は、約 612 万トンと推計されており、国民 1 人あたり年間約 48kg、1 日あたり 131g（ごはん茶碗約一杯分）にもなります。

このうち、家庭から出る食品ロスは約 284 万トンもあることから、食品ロスを削減する施策が必要です。

### ③ 海洋プラスチックごみ問題

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さないために、プラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止を進める必要があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本理念

本計画の上位計画である「関市環境基本計画（第三次見直し）」では、「健全な物質の循環（活かすもの）」の中で、基本目標Ⅲとして「資源を無駄なく使う持続可能なまち」を掲げていることから、本計画の基本理念もこれを引き継ぐものとします。

(仮) 基本理念 資源を無駄なく使う持続可能なまち

### 2. 基本方針

平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の実現に向け、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」を掲げています。

これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに、再生可能なエネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築くため、以下の基本方針に従って施策を展開します。

#### 基本方針1 廃棄物の発生抑制

家庭や事業所から出るごみの発生抑制を図るため、本市は積極的な普及啓発や情報発信を行うとともに、ごみの減量に向けた施策を実施します。

#### 基本方針2 廃棄物の再使用・再生利用

ごみとして出されている資源の回収率を向上させるため、資源を出しやすい環境を整えるだけでなく、処理手数料の適正化を検討します。

#### 基本方針3 廃棄物の適正な処理

やむを得ず排出されるごみは、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適切かつ衛生的に処理を行います。

#### 基本方針4 効率的なごみ処理体制の構築

地域の特性に合わせた効率的なごみ処理を行うため、収集区分、収集方法の見直しや、処理施設の効率的な運用を検討します。

また、収集においては、効率化を優先する業務と、サービスを優先する業務を明確にし、費用対効果と人員体制を考慮した上で、ごみ収集体制の見直しを行います。

### 3. 市民・事業者・市の役割

「(仮) 資源を無駄なく使う持続可能なまち」を実現するためには、市民・事業者・市の一人ひとりが「誰か」でなく、「自分の」問題としてごみを捉え、「ごみにしない」ために何ができるかを考え、捨てなければならないものは「資源」に変え、どうしても「ごみ」になるものについては環境の負荷を軽減する方法で適正な処理を選ばなければなりません。

#### (1) 市民の役割と行動

自らもごみの排出者であり、環境負荷を与えていていること、また、持続可能な社会の担い手であることを自覚し、行動します。

#### (2) 事業者の役割と行動

法令を遵守するだけでなく、企業の社会的責任を重視し、環境に配慮した事業活動を行うことにより、持続可能な社会の形成に貢献します。

#### (3) 本市の役割と行動

廃棄物等の適正な循環利用及び処理を行うとともに、市民・事業者の持続可能な社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援するなど、コーディネーターとしての役割を果たします。

### 4. 目標値と将来ごみ量

#### (1) 数値目標

目標数値に関しましては皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。

本計画では、令和17年度を計画目標年度とし、基本方針に基づく重点プロジェクトと具体的な施策を実施することにより、目標の達成を目指します。

#### 目標1 1人1日あたりごみ総排出量 ○○○グラム

本市から出るごみ総量の原単位である1人1日あたりごみ総排出量を、令和元年度の956グラムから○○グラム削減し、○○○グラムにします。

#### 目標2 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 ○○○グラム

家庭から出るごみのうち、資源を除く処理・処分を必要とするごみである家庭系ごみ排出量を、令和元年度の548グラムから○○グラム削減し、○○○グラムにします。

#### 目標3 事業系ごみ排出量 ○○○トン/年

事業所から排出されるごみの量を、令和元年度の10,422トンから○○トン削減し、○○トンにします。

## (2) 人口推計

本計画の人口の将来推計は、関市人口ビジョン改定版（令和2年3月改定）に示された、目指す人口の将来展望を採用します。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は今後も減少傾向が続く見込みとなっており、2060年には約51,000人になると推計されています。

本市の人口減少は自然減、社会減の両方が原因となっており、将来人口の減少を抑えるためには、自然減と社会減をともに改善していく必要があります。

このため、「関市人口ビジョン（改定版）」では人口の将来展望として、移住定住の推進や子育て環境の整備等、人口増加のための取り組みを進めることで、2060年の人口64,000人を目指すこととしています。

なお、人口ビジョンでは5年毎の人口予測しか行われていないため、その間の年度については、2点間の線形補間を計算し算出しました。

本市の人口推計結果は、表3-1及び図3-1に示すとおりです。

表3-1 人口推計結果

年		人口	備考
R2	2020	87,374	計算値
R3	2021	86,956	
R4	2022	86,538	
R5	2023	86,120	
R6	2024	85,702	
R7	2025	85,284	
R8	2026	84,804	
R9	2027	84,324	
R10	2028	83,843	計算値
R11	2029	83,363	
R12	2030	82,883	
R13	2031	82,327	
R14	2032	81,771	
R15	2033	81,216	
R16	2034	80,660	
R17	2035	80,104	推計値

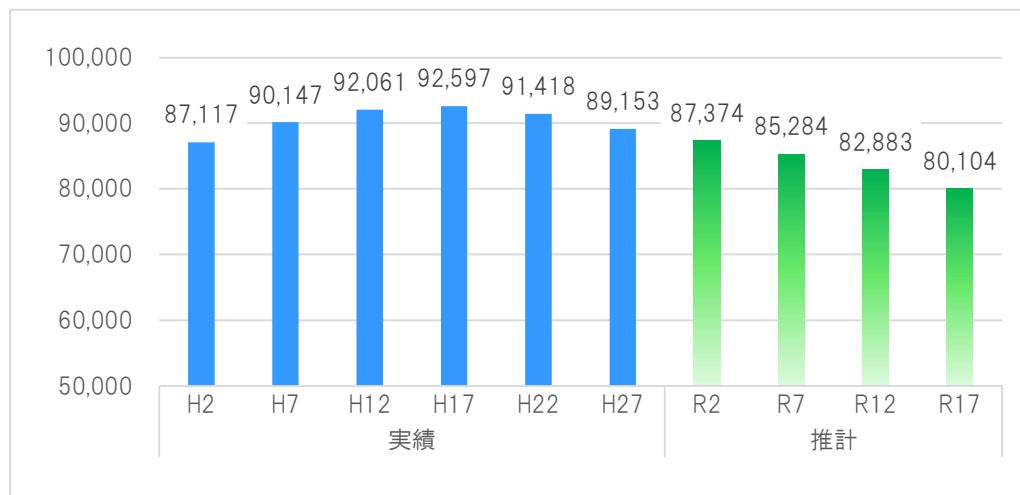


図3-1 人口推計結果

### (3) ごみ発生量の予測

将来のごみ排出量は、基本方針に基づく施策を実施した場合の排出抑制量などを考慮し、計画目標年度におけるごみ排出量を算出しました。

ごみ排出量などの予測結果は、以下に示すとおりです。

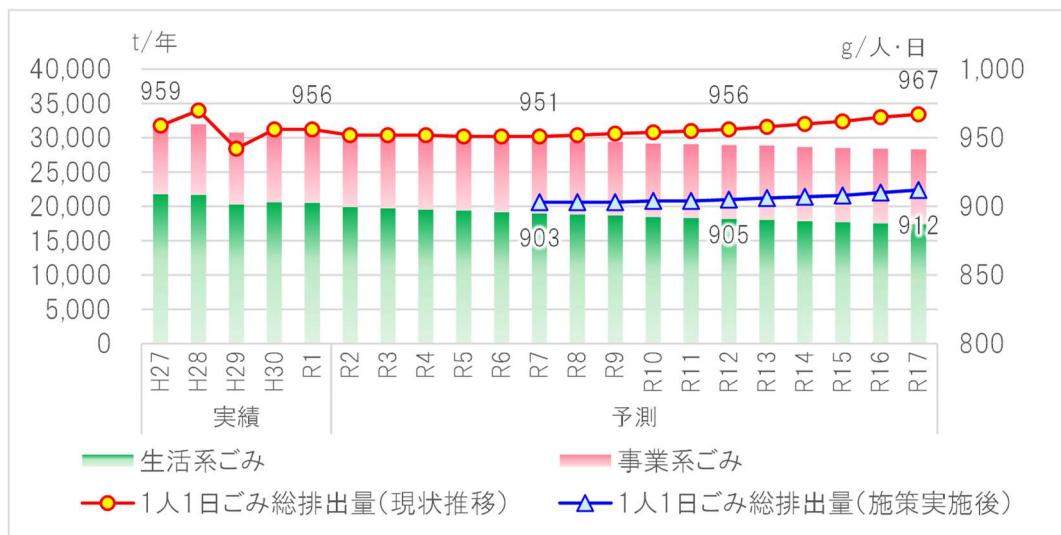


図 3-2 ごみ総排出量の予測（現状推移）

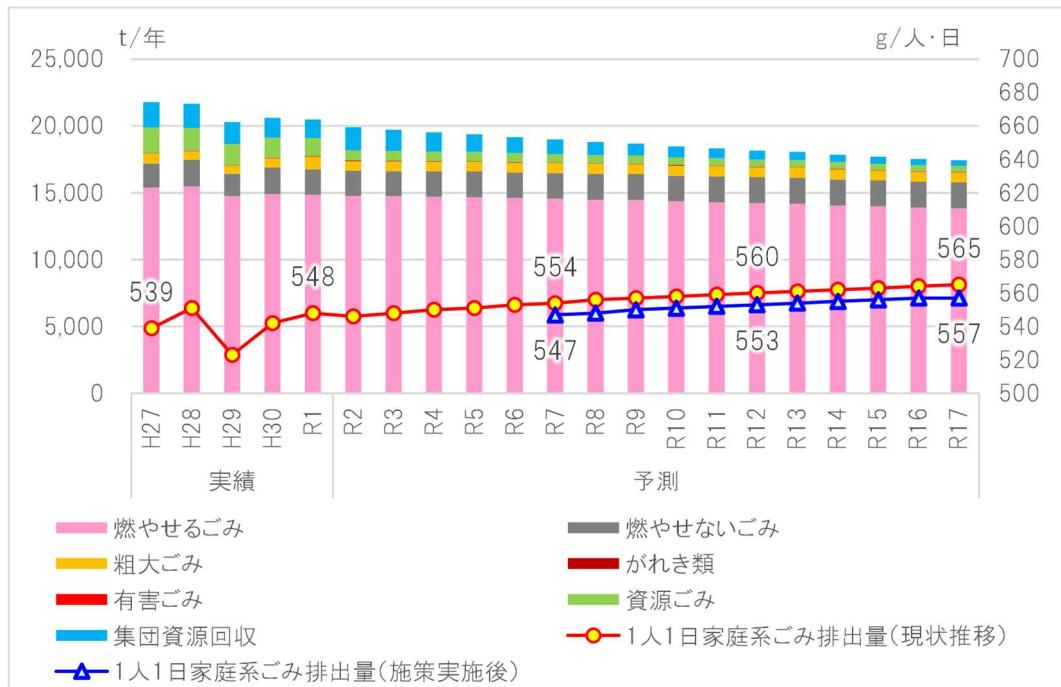


図 3-3 生活系ごみ排出量の予測（現状推移）

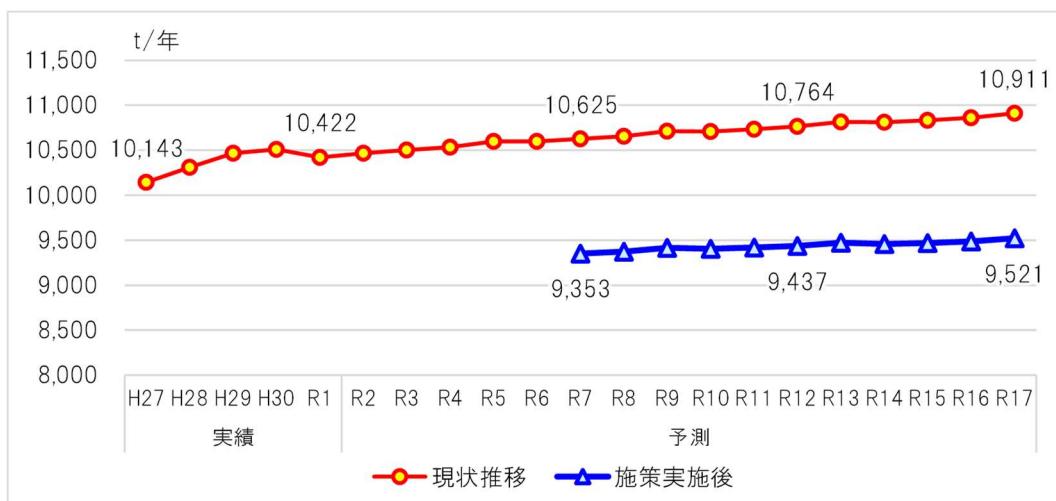


図 3-4 事業系ごみ排出量の予測

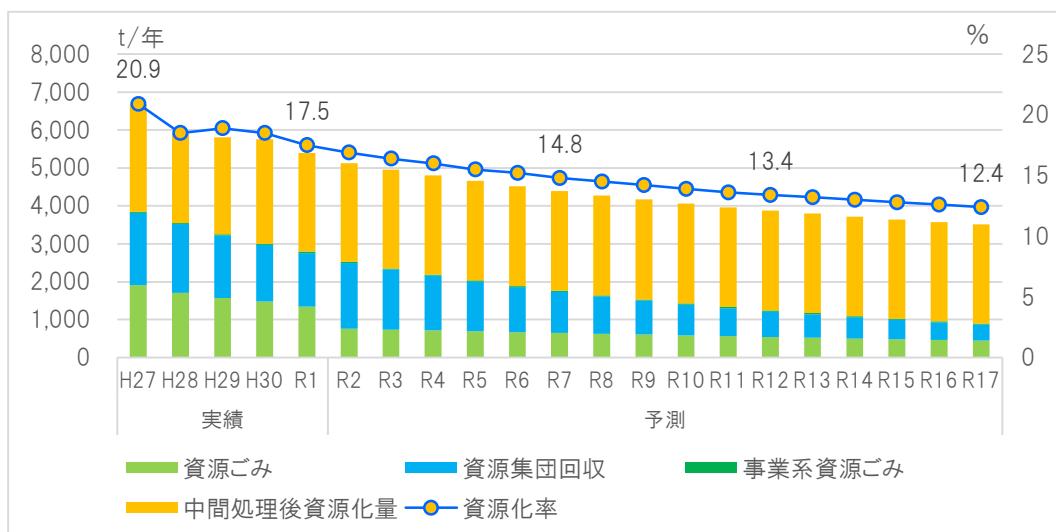


図 3-5 資源化量の予測（現状推移）

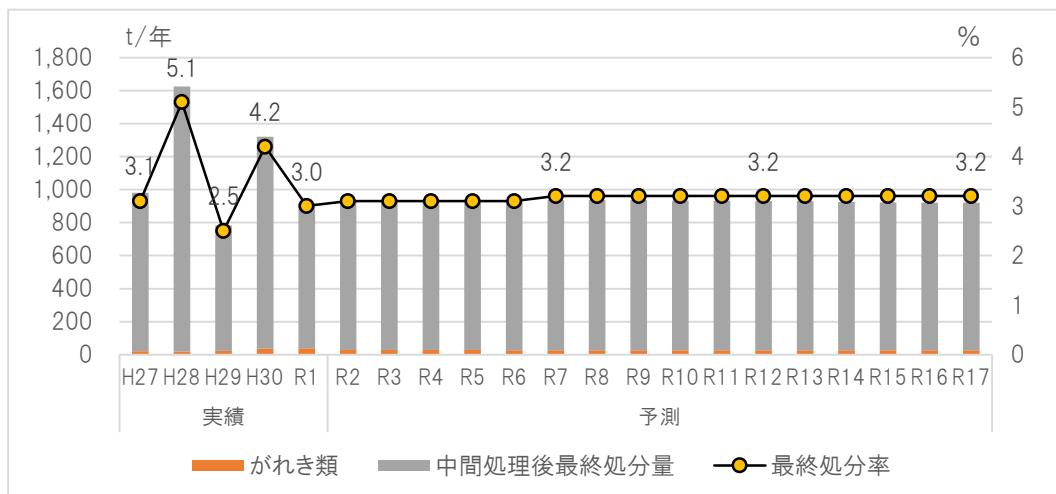


図 3-6 最終処分量の予測（現状推移）

表 3-2-1 ごみ排出量の実績と予測（現状推移）

項目	和暦 西暦 単位	H29	H30	R1	R2	R7	R12	R17
		2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035
		実績						予測
行政区域内人口（計画収集人口）	人	89,507	89,107	88,380	87,374	85,284	82,883	80,104
目標	1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	942	956	956	952	951	956
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	523	542	548	546	554	560
	最終処分率	%	2.5	4.2	3.0	3.1	3.2	3.2
	資源化率	%	18.9	18.5	17.5	16.9	14.8	13.4
	事業系ごみ排出量	t/年	10,465.8	10,508.7	10,421.9	10,468.3	10,625.2	10,763.9
年間排出量	ごみ総排出量	t/年	30,759.9	31,101.3	30,915.7	30,373.4	29,613.5	28,929.0
	生活系ごみ	t/年	20,294.1	20,592.6	20,493.8	19,905.1	18,988.3	18,165.1
	家庭系ごみ	t/年	17,077.2	17,620.3	17,737.9	17,409.6	17,251.4	16,947.4
	燃やせるごみ	t/年	14,753.6	14,893.4	14,842.7	14,784.9	14,549.5	14,221.6
	燃やせないごみ	t/年	1,676.0	1,993.5	1,929.0	1,865.7	1,920.6	1,939.2
	粗大ごみ	t/年	614.6	687.3	921.7	720.7	744.0	750.3
	がれき類	t/年	23.0	37.1	39.5	28.7	28.0	27.2
	有害ごみ	t/年	10.0	9.0	5.0	9.6	9.3	9.1
	蛍光灯	t/年	10.0	9.0	5.0	9.6	9.3	8.8
	乾電池	t/年	-	-	-	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ	t/年	1,577.0	1,485.0	1,350.0	760.6	647.4	540.0
	ビン類	t/年	520.3	503.9	462.4	465.6	395.3	323.7
	カン類	t/年	144.7	141.4	136.0	137.1	121.4	108.9
	ペットボトル	t/年	150.7	142.5	129.9	130.8	105.8	84.7
	トレイ	t/年	23.6	26.3	25.2	23.9	21.8	19.7
	小型家電	t/年	3.0	3.7	4.5	3.2	3.1	3.0
	段ボール	t/年	183.4	173.7	155.9	-	-	-
	新聞	t/年	356.5	314.9	268.9	-	-	-
	雑誌	t/年	166.6	153.5	144.3	-	-	-
	紙パック	t/年	5.6	5.8	5.6	-	-	-
	古着	t/年	22.6	19.3	17.3	-	-	-
	集団資源回収	t/年	1,639.9	1,487.3	1,405.9	1,734.9	1,089.5	677.7
	段ボール	t/年	316.6	290.8	273.9	373.1	233.5	145.2
	新聞	t/年	923.5	817.4	768.1	931.2	585.2	363.0
	雑誌	t/年	385.6	364.4	345.4	414.6	261.5	163.4
	紙パック	t/年	12.3	12.6	14.4	12.8	9.3	6.1
	ショレッダー	t/年	1.9	2.1	4.1	3.2	0.0	0.0
	事業系ごみ	t/年	10,465.8	10,508.7	10,421.9	10,468.3	10,625.2	10,763.9
	燃やせるごみ	t/年	9,245.5	9,251.7	9,193.0	9,187.1	9,285.6	9,362.3
	燃やせないごみ	t/年	835.3	906.4	902.1	890.6	934.4	978.2
	粗大ごみ	t/年	350.1	327.9	290.0	361.4	376.0	394.2
	資源ごみ（剪定枝）	t/年	34.9	22.7	36.8	29.2	29.2	29.3
中間処理	ガス化溶融施設	処理量	t/年	26,969	27,580	27,136	27,215.8	27,185.1
	資源化	炉底アルミ	t/年	55	61	55	62.6	62.5
		炉底鉄	t/年	81	130	110	97.5	97.4
		スラグ	t/年	978	928	916	897.2	896.1
	最終処分	処理灰	t/年	793	934	838	841.4	840.5
		炉底不適物	t/年	543	663	644	645.9	645.2
		炉底砂	t/年	216	310	236	263.4	263.1
		処理灰	t/年	0	0	0	-	-
		スラグ	t/年	0	311	0	0.0	0.0
		処理量	t/年	3,505	3,940	4,065	3,863.2	3,996.1
処理大施設ごみ	資源化	可燃物・破碎砂	t/年	2,939	3,407	3,077	3,214.2	3,324.8
		鉄	t/年	646	693	662	696.0	719.9
		アルミ	t/年	0	10	14	4.8	5.0
		ステンレス	t/年	0	4	6	2.0	2.1
	プリラサ	蛍光灯	t/年	8	7	4	-	-
		処理量	t/年	839	814	754	757.4	644.3
		中間処理	可燃物残渣	31	27	23	29.6	25.2
		後	不燃物残渣	29	25	22	24.8	21.1
資源化	資源化量		t/年	5,812.1	5,761.3	5,398.4	5,126.2	4,389.6
	資源ごみ		t/年	1,577.0	1,485.0	1,350.0	760.6	647.4
	資源集団回収		t/年	1,639.9	1,487.3	1,405.9	1,734.9	1,089.5
	事業系資源ごみ		t/年	34.9	22.7	36.8	29.2	29.2
	ガス化溶融施設・資源化量		t/年	1,906.1	2,052.3	1,919.2	1,898.7	1,896.5
	粗大ごみ処理施設・資源化量		t/年	654.2	714.0	686.5	702.8	727.0
最終処分	最終処分量		t/年	781.5	1,320.6	918.8	938.0	936.3
	がれき類		t/年	23.0	37.1	39.5	28.7	28.0
	ガス化溶融施設・最終処分量		t/年	758.5	1,283.5	879.3	909.3	908.3



## 5. 重点プロジェクト

超高齢化社会と地域格差の拡大が現実となる中で、持続可能な地域として維持するためには、複数の施策を組み合わせた、5つの重点プロジェクトを実施します。

### プロジェクト1 ごみを知ってごみを減らそう

燃やせるごみ1袋（大・8kg換算）を集めて焼却するのに、約400円（収集90円・処理310円）かかっています。

つまり、1袋あたり350円が税金で賄われていますが、多くの市民はごみ袋の価格である1枚50円で処理が行われていると思っています。

ごみを減らすために、まず「知る」ことから始めます。

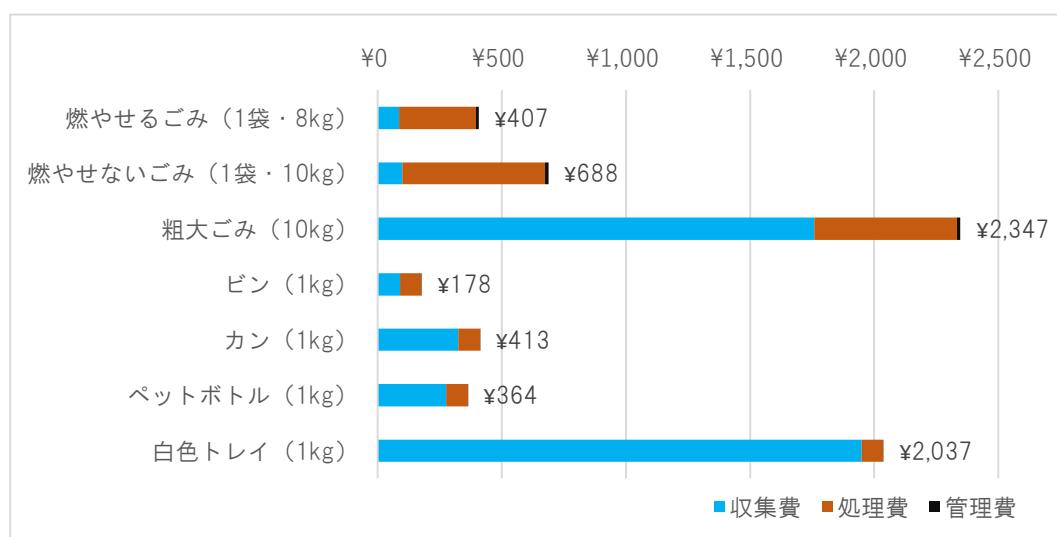


図3-7 ごみ種類別の処理費用

#### 施策1-1：ごみ処理経費の見える化

- ごみ袋に処理費用を印刷する方法や、毎年広報でお知らせするなど、ごみ処理にいくら必要か市民にわかりやすく情報を提供していきます。

#### 施策1-2：燃やせないごみと粗大ごみの統一

- 排出頻度が少なく資源ごみが含まれている等、不適正排出の要因となっている燃やせないごみの収集回数や回収方法を検討し、粗大ごみとの統一を目指します。

## プロジェクト2 地域に合わせたごみ出しの選択

関市は、人口規模が大きい市中心部（関地域と武芸川地域）と、農山村部で過疎化が進む西ウイング（洞戸地域と板取地域）、東ウイング（武儀地域と上之保地域）ではその特徴に大きな違いがあります

関地域と板取地域の2040年の可住地人口密度の差は16倍以上になり、人口密度の差が大きくなると、市内全域で同じ行政サービスを行うことが難しくなります。

ごみの処理においても、地域にあわせたごみ出し方法を選択することで、市民の皆さんの利便性を確保していきます。

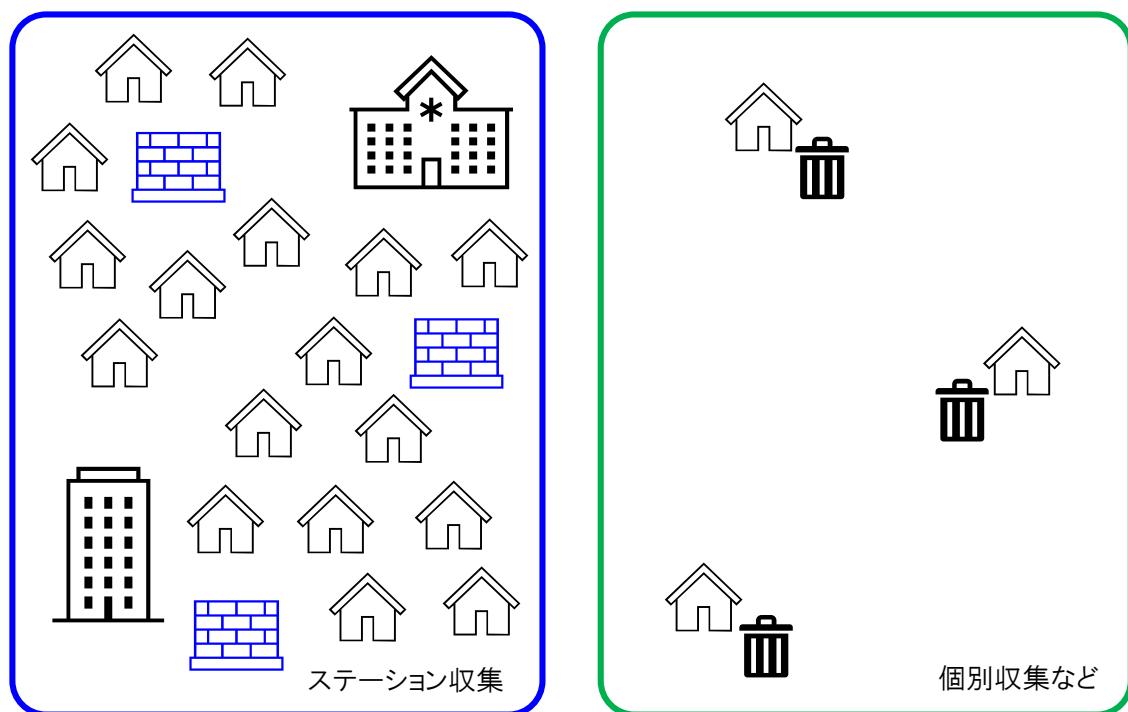


図3-8 地域に合わせたごみ出しの選択

### 施策2-1：人口密度の低い地域は、定期収集から拠点もしくは個別回収へ段階的に移行

- ・燃やせるごみ以外の定期収集を廃止し、集落ごとに設置した拠点回収もしくは個別収集へ段階的に移行します。
- ・集落からの集積は、資源収集単独で行う必要はないため、その他の行政サービスなどと連携して集積の方法を検討します。

### 施策2-2：人口減少に伴う、回収場所の見直し

- ・各地域（支所のガレージなど）に資源の持ち込み場所を設置し、集落ごとの拠点回収場所から不定期に集積します。

### プロジェクト3 資源を分別しやすい環境の整備

令和元年度に閑市から発生したごみは約31,000トンでした。そのうち約24,000トンが「燃やせるごみ」であり、ごみの約8割を占めています。

ごみを減らすためには、ごみそのものを減らすことと、処理の必要なごみに含まれる資源を抜き出すことが必要です。

処理の必要な「ごみ」を出すのに抵抗感を覚え、「資源」を分別しやすい環境を整えて「ごみ」を減らします。

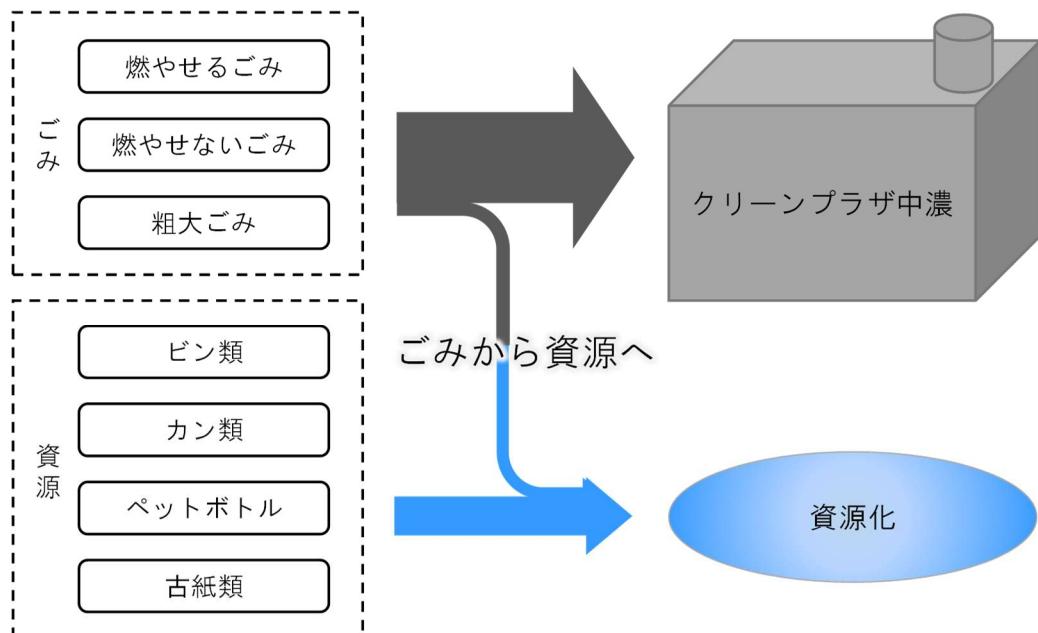


図3-9 ごみから資源の概念

#### 施策3-1：資源収集品目・頻度の見直し

- 白色トレイの収集廃止を検討します。
- 月1回の資源収集頻度を見直し、ペットボトルなどの収集回数増加を検討します。

#### 施策3-2：蛍光灯、乾電池などの拠点回収場所の増加

- 蛍光灯、乾電池などの拠点回収場所を増やして分別しやすい環境を整えます。

#### 施策3-3：集団回収制度の拡充及び周知

- 燃やせないごみの中に含まれる資源として「雑がみ」があります。この紙類を資源化するため集団回収制度を拡充するとともに、いつどこで集団回収が行われているかわかるよう、市のホームページ等で周知します。

#### 施策3-4：古紙回収ボックスの設置

- 令和2年度に収集を廃止した古紙類について、民間の回収ボックスが少ない場所で公共施設に古紙類の回収ボックスを設置します。

#### プロジェクト4 高齢者世帯が困らないごみ出しの支援

関市における高齢者世帯（65歳以上が世帯主の単独及び夫婦のみの世帯）の割合は、市中心部が25%程度であるのに対して、市中心部以外はすでに35%を超えています。

今後、さらに高齢化が進むと、市中心部以外では高齢者世帯の割合が50%を超え、市全体でも35%になると予想されています。

福祉部門と連携し、高齢者が自宅で暮らしていくためにごみ出しの支援を行います。

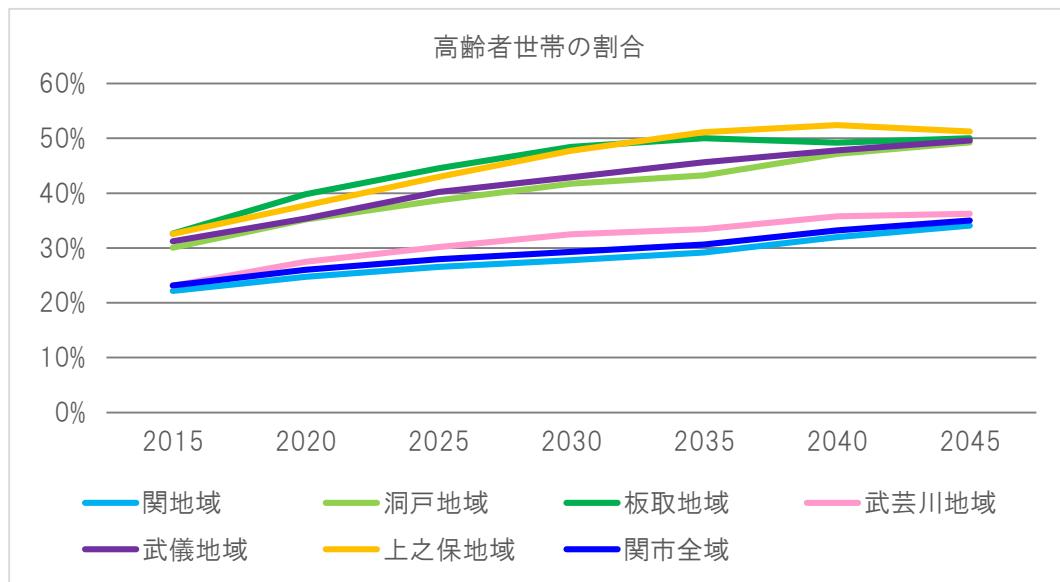


図3-10 高齢者世帯の割合の将来推計

#### 施策4-1：地域で支え合うごみ出しの支援

- 人口が大きく減少する時代において、行政が全ての支援を行うことが難しくなっています。ごみだしについても地域で支え合う共助の仕組みを検討します。

#### 施策4-2：ふれあい収集の検討

- 家庭から排出されるごみや資源をごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯に対し、適切な収集方法を検討します。

#### 施策4-3：福祉部門との連携したごみ出しの支援

- 高齢者ごみ出し支援制度導入ガイダンス（環境省）を参考に、地域の特徴に合わせた支援体制を検討します。

## プロジェクト5 産業廃棄物の不適正排出防止

過去10年間のごみ排出量を見ると、家庭系ごみは減少傾向にあるのに対して、事業系ごみは増加しています。

ごみの3分の1を占める事業系ごみについて、産業廃棄物の混入を防ぐとともに、減量と適正な処理が行われるよう対策を行います。

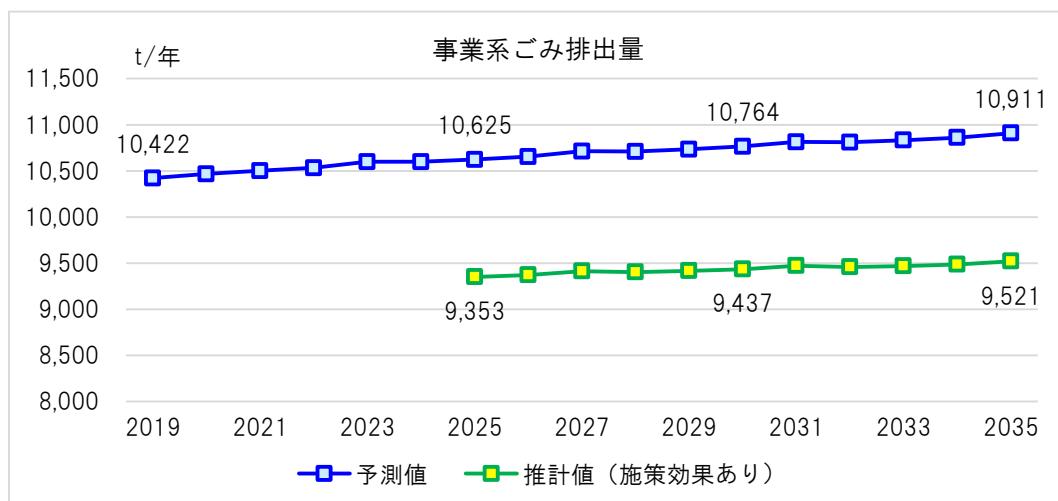


図3-11 施策実施後の事業系ごみ排出量の予測

### 施策5-1：県と連携した事業所に対する立ち入り指導

- ・産業廃棄物の指導権限を持つ県と連携して、事業所への立ち入り指導を行います。

### 施策5-2：事業所向けリーフレットの作成

- ・事業所から排出される廃棄物について、適正な処理を行うようリーフレットを作成し啓発を行います。

### 施策5-3：県と連携した搬入検査の実施

- ・県と連携して、クリーンプラザ中濃で事業系ごみの搬入検査を実施します。

### 施策5-4：処理原価相当の持ち込み手数料の検討

- ・クリーンプラザ中濃の持ち込み手数料が、処理原価を大幅に下回っていることで、民間業者の行う資源化の処理費用が高くなる逆転現象が起きているため、資源リサイクルが進んでいません。事業系ごみの処理手数料について、処理原価相当の金額に見直します。

## 6. 具体的な施策

4つの基本方針に従い、具体的な施策を進めていきます。

なお、表中の関係の略は、住：住民、事：事業者、団：各種団体、県：岐阜県、市：関市、組：中濃広域行政事務組合（クリーンプラザ中濃）を表します。

### (1) 廃棄物の発生抑制

#### ① 啓発

表 3-3-1 施策一覧

施策	内容	区分	関係
環境学習の推進	ごみや環境問題を身近なものとして捉えられるように、学校においてごみが環境に与える影響について学ぶ機会の充実を図ります。	継続	住・団・市・組
生涯学習講座の充実	ごみとリサイクルについての出前講座など、地域において、ごみや環境問題の認識を深めます。	継続	住・団・市
環境フェアの周知・参加促進	環境フェアの周知や参加を促し、ごみ減量や資源化の意識啓発を行います。	継続	住・団・市
海洋プラスチック問題の啓発	山、川、海へつながる水の流れを通じて、海へごみが流れ出ることを防ぐため、ごみの適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止の啓発を行います。	新規	住・市

#### ② 情報発信

表 3-3-2 施策一覧

施策	内容	区分	関係
ごみ処理経費の見える化	ごみ袋に処理費用を印刷する方法や、毎年広報でお知らせするなど、ごみ処理にいくら必要か市民にわかりやすく情報を提供していきます。	新規	住・市
ごみ分別情報発信ツールの利用促進	ごみ分別アプリ「さんあ～る」等、情報発信ツールでの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います	拡充	住・市
目標達成状況の公表	毎年の進捗状況を公表するだけでなく、定期的に広報誌などで目標の達成状況を掲載し情報を発信します。	継続	住・市
多文化共生社会の地域づくり	在住外国人に対しごみ出しのサポートを行うため、ごみ分別カレンダーなどの多言語化を行います。	継続	住・事・団・市

### ③ 生活系ごみの減量

表 3-3-3 施策一覧

施策	内容	区分	関係
生ごみ堆肥化装置の導入促進	生ごみ処理機器購入等への補助制度の普及だけでなく適正な使用用法や長期継続使用のためのフォローアップを行います。	継続	住・市
生ごみ堆肥の利用先の確保	生ごみ堆肥は、畑などの利用先がないと生ごみを処理しても使うことができません。農家・事業所等や公共施設における生ごみ堆肥の利用を進めます。	新規	住・事・市
生ごみを出さない工夫の実施	不要な食材を買わない工夫や、家庭の台所から出る生ごみを減らすため、食べ残しをしない啓発をするとともに、調理メニューの改善や必要数分の調理など、残飯を減らすための工夫など、食品ロスに対する啓発を行います。	継続	住・市

### ④ 事業系ごみの減量

表 3-3-4 施策一覧

施策	内容	区分	関係
県と連携した事業所に対する立ち入り指導	多量排出事業者の実態を調査し、県と連携してごみ減量・適正排出の指導を行います。	拡充	事・県・市
事業所に対する啓発	事業所から排出される廃棄物について、適正な処理を行うようリーフレットを作成し啓発を行います。	拡充	事・県・市
処理原価相当の持ち込み手数料の検討	処理原価を大きく下回る金額となっているクリーンプラザ中濃の持ち込み手数料について、構成市とともに見直しを検討します。	継続	組・市
廃棄物減量計画書の提出要請	条例で定められた一定規模以上のごみを排出する事業所について廃棄物減量計画書の提出を要請します。 また、規則で定める多量排出事業者の規模についても見直しを行います。	拡充	事・県・市

## (2) 廃棄物の再使用・再生利用

### ① 分別区分・収集頻度の見直し

表 3-3-5 施策一覧

施策	内容	区分	関係
剪定枝、雑草などの活用方法の検討	剪定枝のチップを街路樹植栽帯や道路法面などへの利用を検討します。	継続	事・市
バイオマス資源としての活用	食品廃棄物の飼料化・堆肥化を検討します。	継続	事・市
燃やせないごみと粗大ごみの統一	排出頻度が少なく資源ごみが含まれている等、不適正排出の要因となっている燃やせないごみの分別区分を廃止し、粗大ごみに統一します。	新規	住・事・市
プラスチックごみのリサイクル	国の動向を踏まえて、プラスチックごみのリサイクル方法について検討します。	新規	住・市・組

### ② 分別しやすい仕組みづくり

表 3-3-6 施策一覧

施策	内容	区分	関係
拠点回収場所の増加	蛍光灯、乾電池などの拠点回収場所を増やして分別しやすい環境を整えます。	拡充	住・市
古紙回収ボックスの設置	民間の回収ボックスが少ない地域で公共施設に古紙類の回収ボックスを設置します。	拡充	住・事・団・市
資源収集頻度の見直し	ペットボトルなどの収集回数増加を検討します。	新規	住・市

### ③ 各主体による資源回収の促進

表 3-3-7 施策一覧

施策	内容	区分	関係
フリーマーケットなどの活用	各種行事におけるフリーマーケットの導入を促進します。	継続	住・団・市
刃物の回収	岐阜県関刃物産業連合会が行う、刃物のリサイクル・リユースを広報するとともに、公共施設に回収ボックスを設置します。	継続	事・団・市
集団回収制度の拡充及び周知	燃やせないごみの中に含まれる資源として「雑がみ」があります。この紙類を資源化するため集団回収制度を拡充するとともに、いつどこで集団回収が行われているかわかるよう、市のホームページ等で周知します。	拡充	住・団・市
店舗による資源回収の支援	白色トレイやペットボトルなどを店頭で回収している店舗を紹介します。	新規	住・事・市

### (3) 廃棄物の適正な処理

#### ① 中間処理・最終処分の適正化

表 3-3-8 施策一覧

施策	内容	区分	関係
県と連携した搬入検査の実施	県と連携して、クリーンプラザ中濃で事業系ごみの搬入検査を実施します。	新規	事・組・県・市
最終処分場の適正管理	クリーンプラザ中濃の最終処分場について、中濃広域との連携により適正な管理を推進します。	継続	組・市

## ② 不法投棄・不適正な処理の防止

表 3-3-9 施策一覧

施策	内容	区分	関係
不法投棄パトロールの継続	郵便、宅配等の業者によるモニター制度を継続します。	継続	事・市
不法投棄の現状の把握及び周知	不法投棄現場の現地調査を行い、不法投棄の現状を公表するとともに、パトロールの実施状況や法律・条例について周知を行います。	継続	住・団・市
野焼きの禁止	家庭や事業所等で行われる野焼きの禁止を徹底します。	継続	住・事・市
適正処理困難物への対応	タイヤや消火器、農薬など中濃広域で適正に処理することが困難なごみは、市として収集・処理を行わないこととしますが、適正な処理方法や処理が可能な民間業者の紹介を行います。	継続	住・市
災害廃棄物の処理	災害発生時は、平成30年3月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。	継続	住・事・団・県・市・組

## (4) 効率的なごみ処理体制の構築

### ① 収集体制の再構築

表 3-3-10 施策一覧

施策	内容	区分	関係
人口密度の低い地域での収集体制の見直し	人口密度の低い地域について、燃やせるごみ以外の定期収集を廃止し、集落ごとに設置した拠点回収もしくは個別収集へ段階的に移行します。	新規	住・団・市
多様な収集体制の選択	不定期に拠点回収するごみについて、市の行う様々な行政サービスと連携した回収システムを検討します。	新規	住・団・市
白色トレイ収集の廃止	店頭回収が行われている白色トレイについて、ステーション収集を廃止し、拠点回収及び店頭回収に出すよう啓発を行います。	新規	住・事・市

## ② 高齢化社会のごみ処理等

表 3-3-11 施策一覧

施策	内容	区分	関係
地域で支え合うごみ出しの支援	ごみ出しについても地域で支え合う共助の仕組みを検討します。	新規	住・団・市
ふれあい収集の検討	家庭から排出されるごみや資源をごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯に対し、適切な収集方法を検討します。	新規	住・団・市
福祉部門との連携	ふれあい収集で訪問した家庭に異常があった場合は、福祉担当課などに連絡をとり対応します。	新規	住・団・市
市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では、環境に配慮した計画に対する考慮を行います。	継続	事・市

## 7. スケジュール

施策の実施スケジュールは、以下に示すとおりです。

表 3-4-1 施策のスケジュール

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
啓発															
環境学習の推進					実施						継続				
生涯学習講座の充実											継続				
環境フェアせきの周知・参加促進											継続				
海洋性プラスチック問題の啓発	実施														
情報発信															
ごみ処理経費の見える化	検討	実施													
ごみ分別情報発信ツールの利用促進	実施														
目標達成状況の公表											継続				
多文化共生社会の地域づくり											継続				
廃棄物の発生抑制															
生活系ごみの減量															
生ごみ堆肥化装置の導入促進											継続				
生ごみ堆肥の利用先の確保	検討					判断									
生ごみを出さない工夫の実施											継続				
事業系ごみの減量															
県と連携した立ち入り指導	検討	実施													
事業所に対する啓発	検討	実施													
処理原価相当の持ち込み手数料の検討	検討				判断										
廃棄物減量計画書の提出要請	実施														
廃棄物の再使用															
分別区分・収集頻度の見直し															
剪定枝、雑草などの活用方法の検討											継続				
バイオマス資源としての活用											継続				
燃やせないごみと粗大ごみの統一		検討			判断										
再生利用															
分別しやすい仕組みづくり															
拠点回収場所の増加	実施														
古紙回収ボックスの設置	実施														
資源収集頻度の見直し		検討			判断										

表 3-4-1 施策のスケジュール

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
再使用・再生利用	各主体による資源回収の促進														
	フリーマーケットなどの活用	←			→				継続	→					→
	刃物の回収	←			→				継続	→					→
	集団回収制度の拡充及び周知	検討	実施		→										→
	店舗による資源回収の支援	検討	実施		→										→
廃棄物の適正な処理	中間処理・最終処分の適正化														
	県と連携した搬入検査の実施	検討	実施		→										→
	最終処分場の適正管理	←			→				継続	→					→
	不法投棄・不適正な処理の防止等														
	不法投棄パトロールの継続	←			→				継続	→					→
	不法投棄の現状の把握及び周知	←			→				継続	→					→
	野焼きの禁止	←			→				継続	→					→
	適正処理困難物への対応	←			→				継続	→					→
	災害廃棄物の処理	←			→				継続	→					→
効率的なごみ処理体制の構築	収集体制の再構築														
	人口密度が低い地域での収集頻度の見直し			検討	→	判断									
	多様な収集体制の選択			検討	→	判断									
	白色トレイ収集の廃止		検討	→	判断										
	プラスチックごみのリサイクル	検討	→	判断											
	高齢化社会のごみ処理等														
	地域で支え合うごみ出しの支援			検討	→	判断									
	ふれあい収集の検討		検討	→	判断										
	福祉部門との連携	検討	→	判断											
	グリーン購入・契約の推進	←		→					継続	→					→